ISFJ2023 政策フォーラム発表論文

制度の違いが保育サービスの質と効率性に及ぼす影響分析[1]

慶應義塾大学
田邉勝巳研究会
社会保障②

安部龍仁
大高悠生
久保諒太郎
馬男木青咲

2023 年　11 月

[1] 本稿は、2023 年 12 月 16 日、17 日に開催される ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2023」のために作成したものである。本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。本稿の執筆にあたって、コメンテーターの先生方をはじめ、多くの方々から貴重なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。

要約

現在日本では、認可保育所が中心となって、その他の様々な形態を持つ保育所と共に保育サービスを提供している。戦後から始まった認可保育所制度は約 50 年間ほとんど変わらずに維持され続けてきた。認可保育所は公立と社会福祉法人立の 2 種類が主である。また保育料一定の下で、利用者とサービスを提供する各保育所の間に自治体が介入する、間接契約と呼ばれる方式に基づいている。

この認可保育所制度はいくつかの問題を抱えている。2 つの目的に対し 1 つの制度で対応しているために多くの歪みが生まれている。この制度は制度設立当時の救貧対策という目的と、社会状況の変遷につれて生じた女性の活躍推進という 2 つの目的を持っている。また、社会の変化に対応する制度設計の柔軟性という観点からも、このまま維持し続けることは得策ではない。

認可保育所では 2000 年に設置主体の自由化が行われ、株式会社等民間の参入が可能になった。しかし、民間参入は遅々として進まず現在でも私立認可保育所では社会福祉法人が 9 割弱を占める。社会福祉法人は他の経営主体との競争を避けるために、基礎自治体に働きかけることで、企業が認可保育所を設立することを阻害している実情がある。また、社会福祉法人が運営する認可保育所には支給される施設整備費が、企業の運営する認可保育所では支給されないなど優遇が存在する。

2010 年代に入って待機児童対策のための受け皿拡大政策として、認可保育所の民間参入促進や保育料引き上げが議論された。このときも社会福祉法人や基礎自治体の反発によって断念した。代わりに政府は、他の保育所制度を創設・促進することで待機児童を対策した。他の保育所制度は保育料を自由に設定でき、企業の参入も進んでいる。認可保育所に質の面でも、保育料の安さという面でも劣らない。

認可保育所の優遇は、親を含む利用者にとってのサービスの質が良いことが前提となる。しかし、認可保育所の施設数あたり事故割合は他の保育所制度に比べて高い。他の保育所の水準が上がり、認可保育所のサービスの質が高いという主張が揺らいでいることもある。そこで本稿では「認可保育所の優遇と規制により利用者にとって硬直的なサービスが行われている」ことを問題意識とする。これに基づき、直接契約や自由な保育料設定による競争のある他の保育所制度と比較して、サービスの質という意味での利用者調査や、生産効率性にどのような違いがあるのか分析を行う。

先行研究として三條(2021)、白石ほか(2002)を挙げる。三條(2021)では認可保育所と認証保育所という制度の違いが、東京都第三者評価で表される保育サービスの質にもたらす影響について、最小二乗法を用いて分析している。白石ほか(2002)ではアンケート調査をもとに、確率的フロンティア生産関数を用いて保育サービスの生産効率性に関する実証分析を行っている。いずれの研究も制度の違いを認可・認証という対象においてしか捉えていない。また、経営主体に関しても私立・公立という括りでしか捉えていない。その上、生産効率性の研究は直近のものが調査の限りで存在しない。よって(1)保育所制度の違いを捉える際に、より多様な分類を加えていること、(2)経営主体・設置主体を社会福祉法人や学校法人などに細分化していること(3)生産効率性に関して新たに追加された制度を踏まえていることが本稿の新規性である。

本稿では東京都第三者評価による利用者調査とそれを補完するデータを用いて、分析 1 でサービスの質、分析 2 で生産効率性を、制度別の保育所が持つ違いに着目して分析を行

う。分析の結果、分析 1 からは経営主体の 75%が株式会社である認証保育所、または経営主体の株式会社ダミーのどちらかが必ず利用者調査に対して正の影響を与えることが分かった。また分析 2 からは認可保育所の生産効率性は他の保育所・事業に比べて高いことが分かった。この結果を踏まえ、以下の政策提言を行う。

【政策提言 1：認可保育所への直接契約導入】

【政策提言 2：認可保育所への株式会社参入の推進】

【政策提言 3-1：情報公開の義務化】

【政策提言 3-2：第三者評価の義務化】

まず、認可保育所において、上限を設けた料金自由化による競争を促すために直接契約の導入を提言する。同様の目的に加えて、新規参入を増やすために認可保育所への株式会社参入の推進を提言する。利用者が直接保育所を選び、認可保育所が適切なレベルでの健全な競争を行うために、情報公開と第三者による評価を義務付けることを提言する。これらの政策提言を通じて認可保育所における規制緩和と優遇の廃止が達成され、変化に柔軟な対応を可能とする制度が構築される。また、適切なレベルでの保育所間の競争により、生産効率性に配慮した、保育サービスの利用者評価向上を目指す。

目次

要約 2
第１章　現状分析・問題意識 6
　第１節　認可保育所の現状 6
　　第１項　保育施設の分類と認可保育所 6
　　第２項　認可保育所制度の目的 6
　　第３項　認可保育所への民間参入 7
　第２節　待機児童対策の現状 9
　　第１項　待機児童の現状 9
　　第２項　待機児童の発生要因と解決策 10
　　第３項　待機児童対策としての保育制度増設 11
　　(1)保育制度増設の経緯 11
　　(2)制度別保育施設数の推移 12
　　第４項　認可保育所以外の保育所・保育事業 15
　　①認定こども園 17
　　②地域型保育事業 17
　　③認証保育所 18
　　④企業主導型保育事業 18
　第３節　保育所の質と効率性 18
　　第１項　　保育の質とは何か 19
　　第２項　保育の質としての利用者調査 19
　　第３項　保育所の効率性 20
　第４節　問題意識 21
第２章　先行研究と本稿の意義 21
　第１節　保育サービスの質に関する先行研究 21
　第２節　効率性に関する先行研究 22
　第３節　本稿の意義 22
第３章　分析 23
　第１節　分析の方向性 23
　第２節　分析対象(東京都)を選択した背景 24
　第３節　保育サービスの質に関する分析 24
　　第１項　分析の枠組み 24
　　第２項　分析モデル 24
　　第３項　データと出典 26
　　第４項　仮説 32
　　第５項　推定結果及び結果の解釈 32
　第４節　保育サービスの効率性に関する分析 35
　　第１項　分析の枠組み 35
　　第２項　分析モデル 35
　　第３項　データと出典 36
　　第４項　仮説 37

第５項　推定結果及び結果の解釈 37
第５節　分析のまとめ 40
第４章　政策提言 40
第１節　政策提言の方向性 41
第２節　政策提言 42
第１項　政策提言１　認可保育所への直接契約導入 42
第２項　政策提言２　認可保育所への株式会社参入の推進 44
第３項　政策提言３－１　情報公開の義務化 45
第４項　政策提言３－２　第三者評価の義務化 47
第３節　政策提言のまとめ 47
おわりに 48
先行研究・参考文献 49

第１章　現状分析・問題意識

第１節　認可保育所の現状

第１項　保育施設の分類と認可保育所

日本の保育所は大きく分けて「認可保育施設」と「認可外保育施設」に分類される。表1 が示すように、認可保育所は認可保育施設の主要な構成要素である。いわゆる「認可保育所」とは児童福祉法に基づき、施設の広さ、保育士数などの設置基準を満たし、都道府県知事によって認可された施設を指す[2]。

認可保育所の特徴として、国からの手厚い補助、間接契約、保育料一定が挙げられる。運営費等は 2015 年から始まった子ども・子育て支援新制度の施設型給付として自治体が支給する[3]。また、経営主体の大部分を占める社会福祉法人を通じた税制面での優遇もある。認可保育所では、保護者と保育所が直接契約せずに自治体が間に入り、保育料一定のもとで入所先を配分する間接契約と呼ばれる方式が採用されている。

表１　保育施設の分類(概要)

認可保育施設	認可保育所 それ以外の認可保育サービス
認可外保育施設	認証保育所（自治体の独自事業） 認可外保育所

出典：八田(2019)『待機児童対策』より筆者作成

第２項　認可保育所制度の目的

認可保育所制度は、その成り立ちと歴史的な背景から、「救貧対策」と「女性活躍の推進」という 2 つの異なる目的を持っている[4]。本来制度を分けて対応すべきところを 1 つの制度で補完しているため様々な矛盾が生じている。

戦後すぐ、戦争で夫を失った母子家庭は厳しい労働環境に置かれていた。こうした生活困窮世帯を救済するために 1947 年に認可保育所制度が創設された。主に母親が昼間労働をするために「保育に欠ける」児童に向けた施設であった。加えて、次第に社会における女性活躍の機運が高まり、女性活躍の推進もまた認可保育所の主要な目的となっていった。戦後の状況を踏まえて創設された認可保育所制度が現代でも大きな変革なく適用されている。[5]その結果、当初の目的以外にも対応しなくてはならない事象が現れたのである。

例えば中高所得世帯に属する児童が保育を必要とすると自治体に判断された場合、貧困

[2] 厚生労働省「平成 21 年地域児童福祉事業等調査結果の概況：用語の定義」より

[3] 三條(2021)「制度の違いが保育サービスの質にもたらす影響について」

[4] 八田(2019)『待機児童対策』

[5] 同上

世帯の認可保育所加入が後回しにされる事態が発生している。さらに根本的な問題として、保育の質を考える場合に 2 つの目的による立場の違いが生まれてしまう[6]。これからの保育所制度のあり方を考えていくにあたって、この矛盾を考慮する必要がある。

第３項　認可保育所への民間参入

この項では、認可保育所における公立から私立への移行、そして株式会社等の営利法人が参入する過程を説明する。認可保育所では戦後から現在に至るまで自治体や社会福祉法人が運営の大部分を担っている。

1947 年に公立認可保育所制度が創設された。続いて 1951 年に社会福祉法人が認可保育所に組み込まれた。保育を社会事業と位置付けることで民間に属する社会福祉法人に補助金を与えた[7]。具体的には、社会福祉法人が運営する保育所の経費への公費負担制度と、固定資産税や法人税が非課税という税制面での優遇が導入された。結果として 1951～2000 年までの 49 年間、認可保育所サービスは自治体が運営する公立保育所と、社会福祉法人が運営する私立認可保育所とが担った[8]。

2000 年に待機児童への対策の一環として、認可保育所へ株式会社の参入が認められた。社会福祉法人やその関連団体は保育サービス産業への NPO や株式会社等の新規参入に否定的であったため、ここまでに長い年月を要した[9]。

その後、公立の比率は 2000 年の 6 割程度から 2015 年時点で約 38%[10]となり認可保育所の「民営化」は進んでいる。しかし、図 1 私立認可保育所の経営主体別割合を見ると、私立認可保育所の中では依然として社会福祉法人が約 87%と大きな割合を占め、企業その他の参入は進んでいない。

---

6 第 1 章第 3 節第 1 項にて説明

7 土田(2005)「保育所機能の歴史的変遷と子育て支援保育」『京都光華女子大学研究紀要』

8 八田(2019)『待機児童対策』

9 同上

10 厚生労働省「保育所の設置主体別認可状況等について（平成 28 年 10 月 1 日）」

図 1　私立認可保育所の経営主体別割合(2017 年時点)

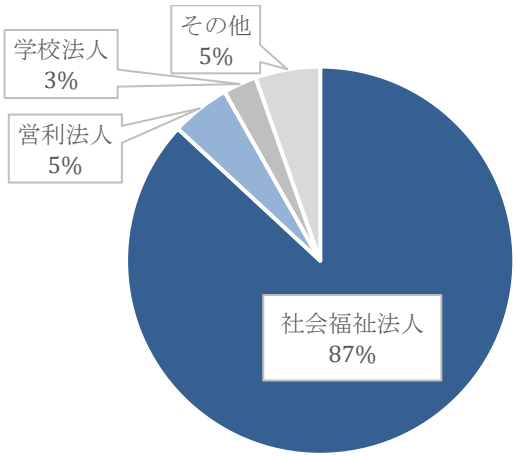

出典：内閣府「保育所等の運営実態に関する調査結果＜速報＞2019/1/28」より筆者作成

社会福祉法人の認可保育所は既得権益として基礎自治体と結びつき、大きな力を持っている。例えば認可外である東京都認証保育所の保育料を、認可保育所の水準まで差額補助する制度が存在する。この制度により差額が埋まり、認可と認可外で競争が起こることを恐れた業界団体は自治体の保育部局に制度を使わないよう圧力をかけている。また認可保育所は自治体からの認可を受けないと補助金が与えられず設立できない。そのため自治体が既存の保育所に忖度して競争を制限する場合もある。例えば社会福祉法人立の保育所経営に影響が出るという理由で 300m 隣に保育所を設立することを、自治体の保育部局が拒否する事例がある。[11]

さらに国の補助金において、株式会社と社会福祉法人に差が設けられている。社会福祉法人については、解散した場合の残余財産が、定款の定めにより他の社会福祉法人または国庫に帰属することに対応して、施設整備費の 4 分の 3 が国・都道府県により補助され、残る 4 分の 1 の自己負担についても、福祉医療機構による長期・固定・低利の政策金融の恩恵がある。一方、株式会社については、残余財産は株主に帰属するため、施設整備費の補助はなく運営費のみの補助となっている。このため、自治体が認可保育所を設置する場合、株式会社を認可すると、社会福祉法人を認可する場合と比べて国の補助金が少なくなり、保育の質が低下するという懸念が生じる。このように、国の補助金が社会福祉法人と株式会社でイコールフッティングになっていないことが、株式会社参入を抑制する大きな要因になっている[12]。

待機児童問題を機に、他の保育所制度において民間企業の参入が大きく進んだ現在、認可保育所制度と相互に比較したうえで民間参入の是非を検討するべき局面といえる。

[11] 八田(2019)『待機児童対策』

[12] 池本(2013)「幼児教育・保育分野への株式会社参入を考える」

第２節　待機児童対策の現状

第１項　待機児童の現状

待機児童は、①自治体に認可保育施設への入所を申請し、選考に落ちてしまった子どもの数のうち、②自治体の独自事業の認可外保育施設(認証保育所など)に入るか、③もはや入園を諦めて求職活動を中止し、家で育てている子どもの数を除いたもの、と定義される(①から②と③を差し引いた数)[13]。

図 2 は全国の待機児童数の推移である。2000 年以降、保育を要する児童の増加とその受け皿拡大の進みが拮抗し、待機児童数はあまり変化していない。待機児童を嘆き世間の注目を浴びたブログが投稿されたのは 2016 年 2 月である。そこから現在にかけて待機児童数は急激に減少している。2022 年 4 月 1 日の時点で認可保育施設の利用定員[14]は 304 万人(前年比 2.7 万人の増加)なのに対し、利用する児童の数は 273 万人（前年比 1.2 万人の減少）となっている。

図 2　全国待機児童数の推移(年度)

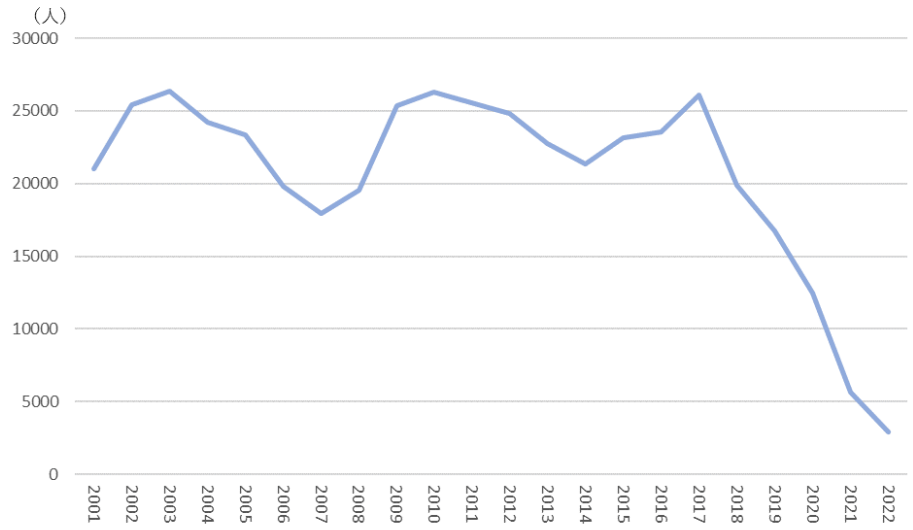

出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」より筆者作成

2022 年の待機児童を地域別に見ると、地方に属する 29 もの県が待機児童数 20 人以下であり、その多くが 0 人である。東京、埼玉、千葉、神奈川の 4 県は未だ待機児童を抱えているが、その数は 300 人を下回る。待機児童数 288 人であり、沖縄を除いて全国で最も待

[13] 厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査について」

[14] 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員

機児童を抱える東京都でも、前年の 2021 年と比べて 669 人減少している[15]。したがって待機児童問題はその数で見ると、かなりの程度で解決に向かっていると言える。ただし、東京都での認可保育施設の利用児童数は 2021～2022 年の 1 年間で 1400 人増加している。この増加を受け入れ拡大施策による補完(東京都で同時期に 6,161 人の定員数増)が上回ってきたというのが都市部の現状である[16]。

第２項　待機児童の発生要因と解決策

ここでは待機児童の発生要因とそこから導き出される解決策について説明する。また、経済学的な解決策が政策として反映されていない現状について述べる。

保育事業はサービスである以上市場が存在し、そこでの需要と供給のバランスによって価格が決まる。しかし、認可保育所の価格は行政が規制しているため需給の均衡がとれていない。保育所が良いサービスを提供していても、保育料を上げることはできない。その結果保育所の不足が発生する。その仕組みを表したものが図 3 である。

図 3　待機児童発生の原因

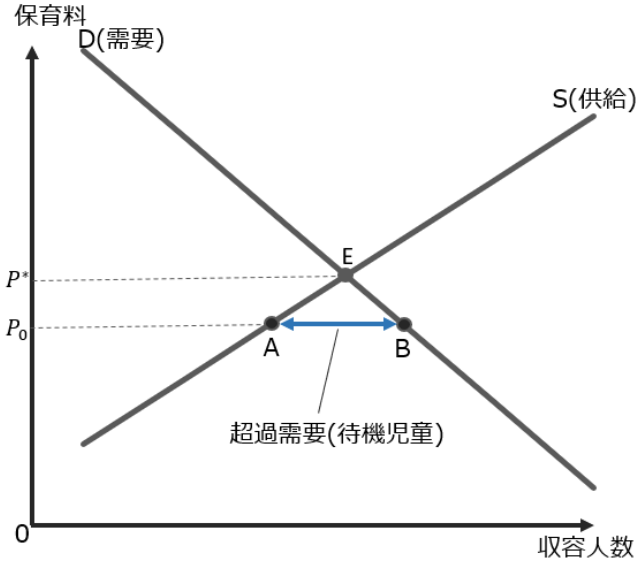

出典：八田(2019)『待機児童対策』より筆者作成

この図から導き出される待機児童とは、「行政が認可保育料を需給均衡水準より低く決めているために発生している認可保育所等[17]に対する供給不足―すなわち超過需要―のこと」[18]である。需給均衡水準はP^*、実際の規制価格はP_0である。P^*より低いP_0の下では需要量が供給量を B 点と A 点での量の差分だけ上回る。この超過需要が待機児童となる。

---

15 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(令和 4 年 4 月 1 日)」全体版資料

16 同上

17 認可保育施設と認証保育所のこと、待機児童の定義参照

18 八田(2019)『待機児童対策』

政府による保育料の価格規制が待機児童の主要因であることは、上記の需給バランスから導かれる。この価格規制は、認可保育所制度の 2 つの目的のうち、救貧対策から行われている。救貧対策として価格を低く一定に抑えていた状況が、近年特に重視される女性活躍の推進という観点からは裏目に出てしまい待機児童問題が発生した。逆に女性活躍推進のための待機児童対策として考えると、保育料規制の撤廃が有力な選択肢になり得る。現在の保育料無償化の流れの中では、3〜5 歳児は無償化したのに対し、主に待機児童となる層である 0〜2 歳児は住民税非課税世帯のみの無償化にとどまった[19]。これは無償化により需給バランスを悪化させないための措置と考えられる。

第３項　待機児童対策としての保育制度増設

(1)保育制度増設の経緯

待機児童が大きく社会問題化した 2010 年代に、政府は子ども・子育て支援新制度(2015)に代表される対策を講じた。その過程で認可保育所を改革する議論もあったが、保育関係者の反発によって現状維持が選択された。それに代わって地域型保育事業や企業主導型保育事業など新たな制度の創設、認証保育所の拡大といった施策が取られた。以下では、こうした施策に至った背景、実際の各保育所数・事業数の変化、そしてそれぞれの特徴などを整理して説明する。

前項で説明したように、待機児童対策として最も直接的な解決策は保育料金規制の撤廃であった。しかし、これは保育サービスの「質[20]」の低下などの懸念から認可保育所の関係者から反発された。

料金引き上げと同様に認可保育所改革の主要な施策として、市町村責任の後退も掲げられた。認可保育所における保育は、法的に市町村が実施責任を持っている。これを無くすことで行政の関与を減らし、民間参入促進による保育の受け皿拡大を狙ったのである。この法改正もまた反発を受けた。結局、認可保育所における保育のあり方を定めた児童福祉法第 24 条第 1 項では、市町村が保育実施責任を持つ旨が残った。認定こども園、地域型保育事業を対象とした第 24 条第 2 項で、市町村の保育実施責任を曖昧にしたことと対象的である。第 24 条第 1 項は認可保育所への直接契約制導入の障壁にもなった[21]。

政府や都道府県は認可保育所への改革無しに、待機児童対策を講じる必要があった。その代わりの政策が、供給量増大を目的とした、認証保育所や新制度に基づく保育事業の拡大だった。東京都政に関わった鈴木氏[22]は、保育料引き上げに対する反発を受けて、まずは保育の供給量拡大を目指したと言う。そして「どこで増やすかというと、社会福祉法人や公立の認可保育所などの既得権益を持つ者たちにはまったく期待せずに、株式会社や NPO に着目しました。[23]」と述べている。

---

19 内閣府「幼児教育・保育の無償化概要」

20 この質の定義については本章第 3 節第 1 項を参照

21 中山(2021)『子どものための保育制度改革』

22 鈴木亘　学習院大学経済学部経済学科教授、東京都顧問(2016〜2018)、東京都都政改革本部特別顧問(2016〜2018)、現東京都児童福祉審議会の委員

23 八田(2019)『待機児童対策』

このような流れで、2015 年に地域型保育事業が[24]、2016 年度から企業主導型保育事業が開始された[25]。表 2 は待機児童対策として新たに増設された保育制度を含めて保育施設の種類をまとめたものである。

表 2　保育施設の分類(詳細)

認可保育施設	認可保育所	公立	
		私立	社会福祉法人（1951～）
			株式会社（2000～）
	認定こども園（2006～）		
	地域型保育事業（2015～）		
認可外保育施設	自治体の独自事業（東京都認証保育所〔2001～〕など）		
	企業主導型保育事業（2016～）		
	それ以外の施設		

出典：八田(2019)『待機児童対策』

(2)制度別保育施設数の推移

待機児童対策として保育所供給量を拡大したために保育所数は増加した。新たに増設された制度に基づく保育所に加え、元々存在する保育事業も拡大の対象となった。その経緯にあるように、受け皿拡大には企業など新たな経営主体の役割が大きかった。また認可保育所の供給量に変化は少ない。ここではそうした制度ごとの施設数増加の現状を見る。

まずは日本全体で各保育所数がどの程度の規模を持つのか確認する。図 4 は認可保育施設と認可外保育施設の主要なものを含んだ、制度別定員数の割合である。認可保育所が受け皿の 7 割程度を占め、続いて認定こども園、地域型保育事業といった認可保育施設が続く。地方単独保育施策は全国に対する割合だと低く見えるが、東京都認証保育所や横浜保育室など都市部での役割が大きい。認定こども園の中では、幼保連携型認定こども園の定員数が 66 万人であり、9 割を占める[26]。

[24] 内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」令和元年 6 月

[25] 内閣府「仕事・子育て両立支援事業の概要(企業主導型保育事業)」

[26] 厚生労働省(2021)「保育所等関連状況取りまとめ」

図 4　保育所・事業の制度別定員数割合(2022 年 4 月 1 日時点)

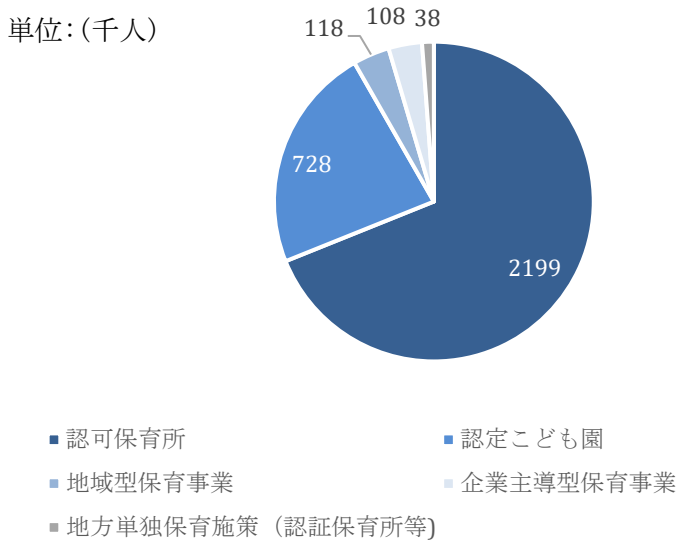

出典：厚生労働省(2021)　「保育所等関連状況取りまとめ」より筆者作成

次に保育施設の数を見る。図 5 は、厚生労働省が取りまとめた 2012 年から 2021 年 4 月 1 日時点までの認可保育施設数の推移である。2015 年の調査から、従来の保育所に加え、子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた認定こども園と地域型保育事業の数値を含んでいる。

図 5　認可保育施設数推移の内訳

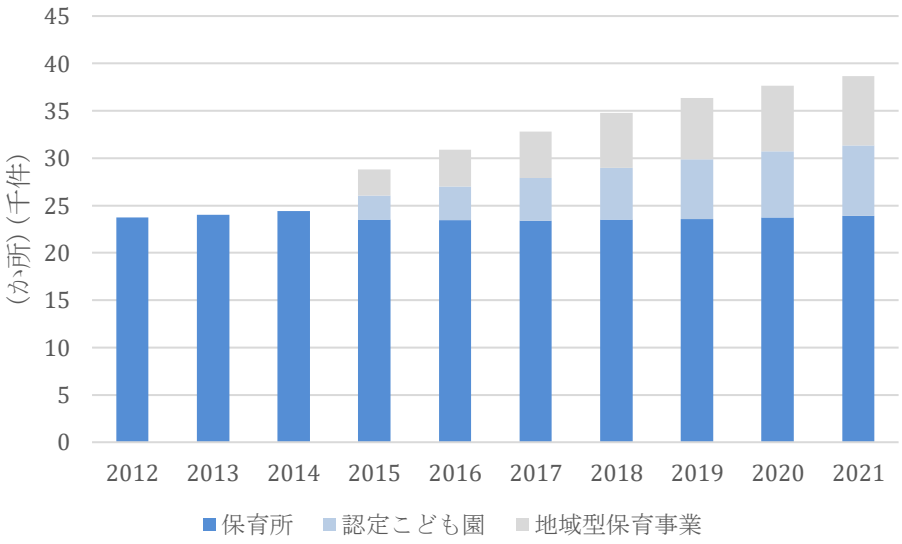

出典：厚生労働省(2021)　「保育所等関連状況取りまとめ」より筆者作成

認可保育所の数は、増減はあるものの明確なトレンドがなく、一定の値をとっている(2007 年時点での認可保育所の数も 22,848 か所)。認可保育所においては、保育所数ではなく定員数を拡大することで保育を要する児童の受け皿となってきたとする主張もあるが、2007 年時点では 2,105,434 人[27]だった定員数は 2022 年に 2,191,732 人である。2015 年から 2022 年の 7 年間で定員数を約 48 万人増やした幼保連携型認定こども園と比較すると、15 年間で約 9 万人という増加幅は小さい[28]。

認定こども園や地域型保育事業の施設数増加は著しい。2015 年頃から政府が新制度のもとで保育所数拡充に力を入れてきたことが見てとれる。認定こども園は幼保連携型が多くを占め、増加要因にもなっている[29]。

地域型保育事業は、事業所内保育、居託訪問型保育、小規模保育、家庭的保育の 4 種に分かれる。2017 年時点で、地域型保育事業の中で小規模保育が 7 割以上を占め、他を家庭的保育と事業所内保育が二分する。居宅訪問型保育の割合はきわめて少ない。また、増加割合は事業所内保育と小規模保育で大きく、他の 2 つは特に変化がない[30]。

続いて認可保育所以外の施設・事業数の推移を確認する。2019 年の認可外保育施設数は 19,078 件である[31]。認可外保育施設の中では事業所内保育施設[32]の増加幅が大きく、2019 年時点で 8210 件存在する。また、認可外の居宅訪問型保育事業も増加しており、2019 年に 5454 件ある。

認可外保育施設に属する企業主導型保育事業の推移を図 6 に示した。企業主導型保育事業は 2016 年に開始されて以降、増加の一途を辿っている。保育の受け皿拡大という施策に適切な制度設計であったためである。[33]また、東京都認証保育所は 2023 年 9 月 1 日時点で 435 件である[34]。

---

27 厚生労働省「保育所の状況(平成 20 年 4 月 1 日)等について」

28 厚生労働省(2021)「保育所等関連状況取りまとめ」

29 同上

30 内閣府(2019) 子ども・子育て会議(第 44 回) 資料４　子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに係る検討について (参考資料) 2/2

31 厚生労働省「令和２年度　認可外保育施設の現況取りまとめ」

32 認可保育施設に属する地域型保育事業の中の企業内保育事業ではないことに注意

33 次項④企業主導型保育事業にて説明

34 東京都福祉局「認証保育所一覧(令和５年９月１日現在)」

図 6　企業主導型保育事業数の推移

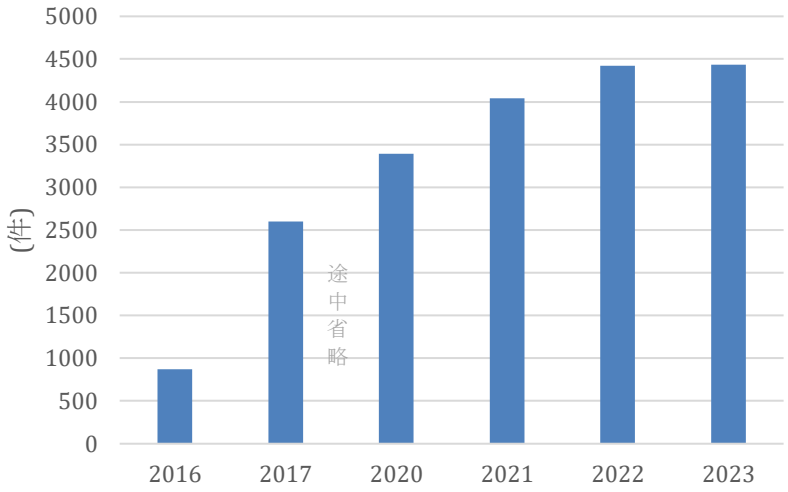

出典：公益財団法人　児童育成協会(2020-2023)　企業主導型保育事業ポータル「企業主導型保育施設一覧」　内閣府（2018）「企業主導型保育事業（概要）」より筆者作成

第 4 項　認可保育所以外の保育所・保育事業

ここまでは施設数と定員数の増加が少ない認可保育所に対し、様々な保育所・保育事業が待機児童の受け皿となったことを述べた。これを踏まえてこの項では各保育所を比較しつつ、その成り立ちや、保育サービスの質と生産効率性に関わる特徴を述べる。

表 3 は、基本的な各保育所の特徴をまとめたものである。職員割合や保育士配置の基準は認可保育施設で厳しく、認可外保育施設では半分程度の水準である。面積基準は制度による違いが少ない。表には記していないが運営費は、認定こども園では認可保育所と同様に施設型給付、地域型保育事業では地域型給付が支給される。認可外保育施設では各制度で個別に支給されている。

保育料は、間接契約の認可保育所でのみ自治体が定め、他の保育所では事業者が定める。認可保育所の全国平均額はおよそ 4 万円である[35](認証保育所の月額平均は約 6.5 万円[36])。また、認証保育所では 0〜2 歳児で 8 万円、3〜5 歳児で 7.7 万円[37]、企業主導型保育事業では 0〜2 歳児で 3.7 万円程度[38]の保育料上限が定められている。保育所は多額の補助を受けているため低く抑えられている。完全に市場に任せれば、保育料金は 0 歳児 1 人当たり約 43 万円[39]になると予想される。

認可保育所では、自治体から保育の必要を認定されたことを前提に、3〜5 歳児と 0〜2 歳児の住民税非課税世帯は無償化されている。そして、認可保育所の保育料全国平均値を上

35　内閣官房「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」によると認可保育所における月額保育料の全国平均額は 0〜2 歳で 4.2 万円、3〜5 歳で 3.7 万円。

36　八田(2019)『待機児童対策』

37　東京都福祉局「認証保育所について」

38　内閣府子ども・子育て本部「企業主導型保育事業における幼児教育・保育の無償化について【2019 年 9 月 20 日】」

39　板橋区内保育園パーフェクトデータ

限に、認可外保育施設やその他のサービスでも保育料が無償化されている。ただし企業主導型保育事業や認証保育所以外の認可外保育施設の利用料には上限が設定されていないため元が高額であることも多い。

表 3　保育所の種類(各保育所の特徴)

	認可保育所	幼保連携型認定こども園	地域型保育事業 (小規模事業 A)
認可/認可外	認可	認可	認可
利用対象者	0 歳～就学前	0 歳～5 歳	0～2 歳
職員配置	0 歳児　3:1 1・2 歳児　6:1 3 歳児　20:1 4・5 歳児　30:1	長時間利用児については、認可保育所の基準と同じ	認可保育所の配置基準＋1
保育士割合	原則保育士	保育教諭 (幼稚園教諭＋保育士資格)	原則保育士
保育室等の面積基準	0 歳・1 歳 乳児室　1 人当たり 1.65 ㎡ ほふく室　1 人当たり 3.3 ㎡ 2 歳以上　保育室等 1 人当たり 1.98 ㎡	認可保育所の基準と同じ。	0 歳・1 歳児 1 人当たり 3.3 ㎡ 2 歳児 1 人当たり 1.98 ㎡
保育料	自治体の定める額 (世帯年収によって上下)	事業者の定める額	事業者の定める額

	企業主導型保育事業	認証保育所
認可/認可外	認可外	認可外
利用対象者	0 歳～就学前	0 歳～5 歳
職員配置	認可保育所の配置と同じ	認可保育所の配置と同じ
保育士割合	1/2[40]	6 割保育士
保育室等の面積基準	認可保育所の基準と同じ。	認可保育所の基準と同じ
保育料	事業者の定める額 (0～2 歳で 37,000 円程度)[41]	事業者の定める額

[40] 保育士以外の職員として自治体や児童育成協会が行う子育て支援員研修を修了した者が認められている。

[41] 内閣府「企業主導型保育施設の無償化に関する説明資料」から、市町村から保育の必要性の認定を受けた場合、3～

		(月額上限 8 万円)[42]

出典：内閣府「よくわかる『子ども・子育て支援新制度』」、
内閣府「企業主導型保育事実施要綱の概要」、厚生労働省「保育所の配置基準について」、
内閣府「認定こども園 4 類型の比較」より筆者作成

ここからは各制度に基づく保育所を、その成り立ちと経営主体など重要な項目に着目し個別に見ていく。

①認定こども園

認可保育施設に含まれる認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設である[43]。就学前教育に際して幼稚園と保育所の 2 種類存在することの煩雑さを問題視した幼保一元化の流れで制度化された。

認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、そして地方裁量型が存在する。幼保連携型認定こども園は、幼稚園機能と保育所機能の両方の機能を併せ持つ単一の組織である。認可保育園の施設数や定員数でも確認したように、認定こども園における多くの割合は幼保連携型である。

認定こども園の設置主体については子ども・子育て支援新制度にて新たに定められた。幼保連携型においては、設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみとし、幼稚園型においては、設置主体は国、自治体、学校法人のみとなった。この 2 種について、学校教育法に基づく教育においては株式会社の参入を認めなかった。一方、保育所型、地域裁量型は設置主体の制限がない[44]。

②地域型保育事業

地域型保育事業は、2015 年から始まった子ども・子育て支援新制度で創設された、地域の実情に応じて実施される保育所である。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の 4 種類がある。前項で見たように、開始以来拡大し続けている保育事業と言える。

児童福祉法に基づいており、区市町村が自ら行うものと、民間事業者等が区市町村長の認可を受けて行うものがある[45]。つまり経営主体については企業の参入も可能である。波田埜[46]は、認定こども園の保育所型・地域裁量型と地域型保育事業が、設置主体に制限を設けていないことを指摘し、保育の「ビジネス化」が進むことになると述べている[47]。

---

5 歳までと、0～2 歳の住民税非課税世帯は標準的な利用料の金額(0～2 歳児で 37,000 円程)が減額される。保育の必要性とは「従業員枠」では全員、「地域枠」では市町村の保育認定(2 号、3 号)のこと。

42 自治体から保育の必要性の認定を受けた場合、3～5 歳までは月額 3.7 万円まで、0～2 歳までの住民税非課税世帯には月額 4.2 万円までの利用料が無償化。

43 こども家庭庁「認定こども園概要」

44 立花ほか(2017)『児童家庭福祉論［第 2 版］』

45 東京都福祉局「認可外保育施設に関する Q&A」

46 波田埜英治　聖和短期大学准教授

47 立花ほか(2017)『児童家庭福祉論［第 2 版］』

③認証保育所

認証保育所は、自治体が独自に定める地域の実情に合った基準を満たし、自治体に認証された保育所である[48]。自治体独自の制度として位置付けられ、東京都認証保育所の他にも横浜保育室などが存在する。国の基準による従来の認可保育所は、設置基準などから大都市では設置が困難で、また 0 歳児保育を行わない保育所があるなど、地域の保育ニーズに必ずしも応えられていなかった[49]。その解決策として認証保育所が創設された。そのため認証保育所には、0 歳児保育の実施、開所時間 13 時間以上が義務付けられているという特徴がある。

認証保育所の経営主体としては、2023 年 9 月 1 日時点で 435 件のうち、社会福祉法人 10, 学校法人 23, 株式会社 308, 有限会社 19, 任意団体 1, 特定非営利法人 30, 個人 26, 生活協同組合 2, 社団法人 16 であり、営利法人がその 75%を占めている。

④企業主導型保育事業

企業主導型保育事業は、2016 年に子ども・子育て支援新制度の下で開始された。従業員の多様な働き方に合った保育サービスの提供、及び待機児童対策が目的である。補助金に関しては、認可施設並みの助成を受けることができる[50]。また、企業主導型保育事業には、その企業の児童を引き受ける従業員枠と、その保育所が位置する地域の児童を受け入れる地域枠がある。地域枠は、上限 1/2 の範囲内であれば自由に設定できる[51]。経営主体は企業を中心に社会福祉法人や学校法人など様々である。

企業主導型保育事業は内閣府が補助金を出しているため、認可保育所と同程度の質を持つ。また、補助金額が認可保育所と同程度なので月額約 4 万円と、認証保育所の 6.5 万円よりも安いことで東京都にて人気がある[52]。

さらに企業主導型保育事業は、自治体の認可が必要なく、内閣府に届け出を出せば補助金を貰い設立ができる。つまり、社会福祉法人や自治体による参入規制を乗り越えられるため施設数増加による受け皿拡大に大きく貢献した。

第３節　保育所の質と効率性

保育所制度を比較し議論するために、保育所の「質」と「効率性」について定義する。保育の質については保育所制度を議論するにあたって必ず登場する概念であり、これを適切に設定することで議論を発展させることが可能になる。さらに、本稿で分析に用いる利用者調査が保育の質指標として適切か、そして利用者調査が表す「質」の差異はどのような意味を持つのか説明する。また効率性についても本稿で行う生産効率性や補助金の「効率的」な配分といった際の効率性など、区別する必要がある。

---

48 東京都の認証保育所、横浜市の横浜保育施設などがある。

49 福ナビ　とうきょう福祉ナビゲーション「認可保育所と認証保育所の違い」

50 内閣府「企業主導型保育事業の制度の概要と企業のメリット」

51 内閣府「企業主導型保育事業実施要綱の概要」

52 八田(2019)『待機児童対策』

第1項　保育の質とは何か

保育の質は、保育制度を比較する際に欠かせない概念であり、様々な議論がなされてきた。日本では保育を公的または私的とする観点の違いから 2 つの立場が存在する。しかし、この立場の違いは本章第 1 節第 2 項で説明した 1 つの認可保育所制度で 2 つの目的を持つことから起こるものである。その目的を分離して考えることで、立場に依らない保育の質に関する議論が可能になる。

保育の質には大まかに 2 つの立場がある。これは保育を「公的」なものと捉えるか「私的」なものと捉えるのかという違いに起因する。一つ目は、保育を公共的な性格をもち、子どもの生活・発達への権利保障をするものと捉える立場である。この立場では、保育者が専門性を発揮し、乳幼児期にふさわしい生活が保障され、遊びを通して学び成長していくことを支える教育的営みが保育の質として問われる[53]。

二つ目は、保育を私事として捉える立場である。保育をサービスの一環として扱うことをいう。ここでは、サービスの受け手である利用者の期待や要求をどれだけ満たしているか、という点が質として問われる。そして、サービスの受け手として想定されているのは子どもというよりは、親である。親による保育所の自由選択や、保育所間の自由競争により保育の質を維持できるとする市場原理的な立場である、とされる[54]。

こうした見方の違いは、本章第 1 節第 2 項で説明したように、認可保育所制度が救貧対策と女性の活躍推進という 2 つの目的を持つことから起こる。本質的な違いは立場の違いではなく、この目的の違いである。保育をサービスの一環とする立場に立った時に、子どもの教育的営みを軽視しているわけではない。更に、保育が公共的な性格を持つからといって、様々な保育サービスが市場を形成している中に認可保育所もまた位置付けられる事実は変わりない。したがって立場を明確にして双方を批判するのでなく、保育所制度の目的を分離して合理的に考えることが重要である。

第 2 項　保育の質としての利用者調査

まず認可保育所における質の現状を説明する。次に本稿の分析で用いる利用者調査の定義を示し、保育をサービスとして捉えた下での質であることを確認する。また、東京都第三者評価が保育の質を示す指標として適切なのか、その妥当性を述べる。

認可保育所が提供する保育は少なからず問題を抱えている。保育所の制度別事故割合(事故数/施設数)では認可保育所と認定子ども園の 2 種がいずれも 0.05%を上回る一方で、他の保育所制度では 0.02%以下にとどまっている[55]。さらに藤澤ほか(2022)は、保護者は保育所選択にあたり認可保育所であることを選好するが[56]、認可保育所であるということは、子どもの発達に関わりのある幼児教育・保育の質の提供が同程度になされていることの保障にはならない[57]と述べる。また認可保育所の中でも質にばらつきがあると結論づけ

---

[53] 秋田ほか(2007)「保育の質研究の展望と課題」、大宮(2006)『保育の質を高める―21 世紀の保育観・保育条件・専門性―』、藤澤ほか(2017)「保育の『質』は子どもの発達に影響するのか」

[54] 同上

[55] 内閣府「『教育・保育施設等における事故報告集計』の公表及び事故防止対策について」平成 27～令和 4 年

[56] 中室(2019)「学びと育ち研究シンポジウム講演録」

[57] ただしこの研究では制度別に比べたわけではなく相対的な子どもにとっての保育の質に関しては分かっていない。

ている[58]。したがって認可保育所の質は様々な面から検討すべきである。

利用者調査とは、東京都第三者評価[59]のなかで行われる、利用者アンケートに基づく調査である。東京都福祉サービス評価推進機構が実施する。他に事業者のサービス内容や組織運営を評価する事業評価がある。評価機関は、事業所の職員の自己評価や利用者アンケート調査、サービス現場の確認や職員へのヒアリングを行う。第三者評価の目的は、利用者のサービス選択及び事業の透明性の確保のための情報提供、そして事業者のサービスの質向上に向けた取り組みの支援である[60]。

本稿で用いる利用者調査は前項で説明した立場で分けると、保育を私事と捉えサービスの自由競争を促すために、サービスの受け手として親を重視する側にある。また認可保育所制度の 2 つの目的という観点からは女性の活躍推進を重視している。本稿ではこの見方を採用しているが、前項で述べたように、子ども視点の保育評価の重要性はもちろん、救貧対策やセーフティネットとして認可保育所が果たす役割を軽視しているわけではないことを強調しておく。

利用者調査が表す保育の質は、保育をサービスとして捉えた際に注視すべき指標である。認可保育所は、認可保育所以外の保育所・保育事業との関係性の中に存在する。つまり保育をサービスとして提供する傾向の強い保育所と切り離して考えることはできない。また、認可保育所自体も 0-2 歳の住民税非課税ではない世帯において保育料を徴収している。更なる無償化を進めるには、都市部において現在でも保育を要求する児童数は増加していること、そして財源が障壁となる。したがって利用者調査を点数化したときに他の保育所と比較して低い場合、豊富な補助金や基準を担保するための強い規制が、国民である利用者にうまく還元できていないことになる。

ただし第三者評価にもいくつかの問題点がある。利用者の認知度が低いこと、事業者間によって欠けているデータが多いこと、認可保育所以外の保育所で実施率が低いこと、実施しなかった保育所については網羅されていないこと、利用者にとって扱いづらいこと、東京都では地域型保育事業がまとめられていないこと、自治体によって利用者調査の項目が異なることなどが挙げられる。これらは改善すべき事項である。

第 3 項　保育所の効率性

本稿における保育所の生産効率性とは、生産物を入所児童数×開所時間として、職員数[61]と延床面積を投入物としたときの効率性のことを言う。つまり同じ職員数と面積を用意したときに、実際に生み出すキャパシティがより大きければ生産効率性が高いと言える。これを用いて分析を 1 つ行う。ただし本稿における生産効率性には、料金や補助金といった費用の意味合いが含まれていないことに注意が必要である。効率的な補助金の配分と言ったときには、それは生産効率性ではなく、コストに対するパフォーマンスの高さを示す。

---

58 藤澤ほか(2022)「認可保育所における幼児教育・保育の質に関する評価の実施と課題」

59 利用者評価のほかに他に事業者のサービス内容や組織運営を評価する事業評価がある。この 2 つの調査以外にも、各保育所の面積や保育士数、利用者数等の基本情報もまとめてある。

60 公益財団法人東京都福祉保健財団　福ナビホーム「東京都福祉サービス第三者評価とは」

61 配置基準によっては保育士資格のない保育スタッフも含まれる。

第４節　問題意識

保育は、子どもとその両親にとって欠かせないものである。認可保育所は全保育所のおよそ 7 割もの定員数を抱え、一定の規制の下で多額の公費が投入されている。戦後から大きな変革のない認可保育所制度は女性活躍の推進という目的に対応しきれず、待機児童問題を生んだ。その上、認可保育所制度を改革せずに待機児童の受け皿を拡大したため、制度の複雑化を招き利用者にとって分かりにくい。

認可保育所の経営主体は自治体と社会福祉法人がほとんどであり、既得権益化して制度を保守している。企業参入に対する反論の主要な根拠である、子どもの発達に関わりのある幼児教育・保育の質の高さという主張も揺らぎ、実際に認可保育所では 1 所あたり事故件数が多い。認可保育所自体、保育料を徴収して保育を提供している以上サービスであるのにも関わらず、その見方を市場原理的として退けている。

そこで本稿では「認可保育所の優遇と規制により、他の制度に基づく保育所と比較して利用者にとって硬直的なサービスが行われていること」を問題意識とする。また本稿の研究目的は「制度の違いによって保育サービスの質と保育所の生産効率性に差はあるのか明らかにすること」である。これらの研究を通じて、認可保育所がその優遇と規制にふさわしいサービスを利用者に提供できているのか、より適切な制度が存在しているのかを解明する。以上を踏まえ、子どもだけでなく親も含めた利用者にとってより良い保育サービスを実現するための政策を提言する。

第２章　先行研究と本稿の意義

第１節　保育サービスの質に関する先行研究

本節では、保育サービスの質に関する先行研究を示す。

まず、三條(2021)では、認可保育所と認証保育所という制度の違いが保育サービスの質にもたらす影響について、最小二乗法を用いて分析している。その結果、認可保育所制度よりも、認証保育所制度の方が東京都福祉サービスの第三者評価での利用者調査の結果が高まる可能性が示唆された。また、保育所の規模や設立主体の種別も一定の影響を及ぼしていること示されている。藤澤・中室(2017)においても、第三者評価を用いて分析を行っており、保育の質をはかる第三者評価の改善や効率化への期待について述べている。

秋田ほか(2007)、藤澤ほか(2022)では、保育の質について、国際的な動向や質の測定および向上の観点から考察している。まず、多様な保育制度や保育機関の設置により、保育の質には格差が広がっており、保育の議論は量的問題から質の問題へと移行していると述べている。欧米では行政等の主導による質尺度を使用した分析や評価が主流であるが、日本では保育現場におけるカンファレンス等による実践の省察により質の検討が行われていることを指摘している。さらに、この現状は欧米の質尺度を使用したものに比べ、保育者や子どもの様子、保育内容等の実態に即した方法である反面、「質」が高まったかどうかの判断が見えにくいと述べている。保育の質の重要性については、上枝・大石(2003) 、林(2011, 2014a, 2014b)、増田・堂原(2017)でも言及されている。

本蔵ほか(2015)では、保育者と保護者の視点の相違から、保育の質について論じている。現状、保育の質を評価する公的な手段や制度がなく、保護者は認可の有無等をもとに保育

の質を大まかに捉えていると考察している。また、保育現場においても施設間での保育の質に関する考え方が異なり、保護者や施設の職員間での保育の質と評価に関して乖離がみられることを指摘している。さらに、保育現場における質と評価に関して、質的および量的研究の不足についても指摘している。

第２節　効率性に関する先行研究

本節では、保育サービスならびにその他分野の効率性に関する先行研究を示す。これらの研究はすべて確率的フロンティア生産関数を用いている。

まず白石・鈴木(2002)では、経営主体別の保育所の質と生産効率性について分析を行っている。具体的には、労働と資本を投入することによって、どの程度の生産物が生産されるかを分析している。その結果、保育サービスの質が高い保育所ほど生産効率性も高いこと、経営主体が民間の場合、公立よりも生産効率性が高いことを結論づけている。

島村(2006)では、保育サービスを効率的に供給するために、間接契約から直接契約への移行が有効であるかどうか検証している。この分析は、東京都福祉サービス第三者評価を利用者調査と質評価の 2 つの項目に分けて生産物としている点が特徴である。その結果、直接契約である認証保育所は、利用者調査と質評価に対する供給効率性が高いことを結論づけている。

塩津(2007)では、大阪府の保育所を対象に、サービスの供給効率性に関して多段階アプローチを行っている。まず保育所の運営主体別の保育サービス供給効率性を包絡分析し、そして確率的フロンティア生産関数を用いて保育サービスの供給効率性を規定する要因分析を行っている。その結果、待機児童の多い地域では公営保育所でコスト非効率性が存在し、その原因は生産要素としての常勤保育士の過剰投入に起因していることが示されている。

その他の分野における効率性に関しては、西田・後藤(2019)のテレビ放送産業の生産についての分析がある。この結果から特定の対応に力を入れすぎると、行うべき対応への偏りが出てしまう可能性があることが分かっている。高橋(1991)は、稲作の効率性について検証し、規模の経済性を効率性として捉えている。吉川ほか(2011)では、上水道事業に適用し、効率性を考える上では、環境要因の考慮が重要なことが示唆されている。久保(2006)では、生命保険会社の生産性を分析し、同業種であっても個別各社の追求する目的物や価値が異なる場合は、生産関数の生産物に据える対象について十分に吟味する必要があると述べている。

第３節　本稿の意義

まず、先行研究の課題や限界について述べる。第 2 節に関する先行研究において、保育の質に関する議論は多く行われている。しかし、我々の調査の限りではその実態に迫った定量的な分析が少ない。また、保育所の生産効率性の分析は先行研究が古く、先述した新制度や現在の社会情勢を踏まえていない。

第 1 節と第 2 節の両方に共通する課題として、認可、認可外、認証の 3 つの制度については研究が行われているが、認定こども園や企業主導型保育事業等の他の制度との違いは比較する研究が不足している。さらに、経営主体の比較についても、株式会社と公立といった大まかな分類が主であり、他の経営主体についての詳細な分析ができていない。

以上の課題を踏まえ、本稿では以下の 3 点を新規性とする。1 つ目が、先述の子ども・子育て支援新制度が施行された 2016 年以降のデータを用いて、保育サービスの質と効率性について検証している点である。2 つ目が、認可や認可外だけでなく、認定こども園や企業主導型保育事業など多様な制度を網羅し、これらの違いを検証している点である。3 つ目が、経営主体別、法人名や会社名ごとの詳細なダミー変数を作成し、経営主体の規模についても比較している点である。

第３章　分析

第１節　分析の方向性

本節では、「認可保育所の優遇と規制により、利用者にとって硬直的なサービスが提供されている可能性があること」を問題意識とし、制度の違いによる保育サービスの質と保育所の生産効率性に関する定量分析を行う。分析の枠組みを表 4 に示す。

まず、保育サービスの質を測定するために、制度の違いが保育サービス(東京都福祉サービス第三者評価)に与える影響を分析する。これを分析 1 とする。次に、制度の違いが保育所の生産効率性に与える影響を分析する。これを分析 2 とする。

本分析の新規性は、3 つある。1 つ目は子ども・子育て支援新制度が施行された 2016 年以降のデータを用いて、保育サービスの質と効率性について検証している点である。2 つ目は認可と認可外だけでなく、認定こども園や企業主導型保育事業など多様な制度を網羅し、これらの違いを検証している点である。3 つ目は、経営主体別、法人名や会社ごとの詳細なダミーを作成し、経営主体の規模についても比較している点である。

表 4　分析の方向性

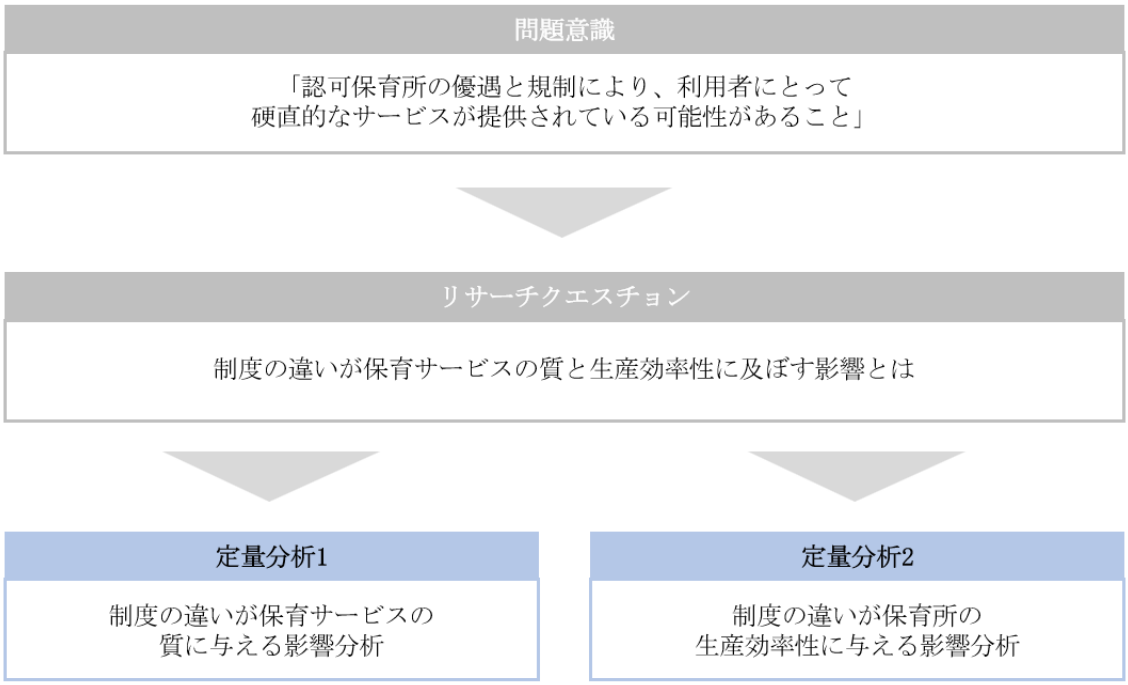

出典：筆者作成

第２節　分析対象(東京都)を選択した背景

本稿では、分析の対象地域を東京都とした。その理由は 4 点ある。

1 点目は、他の道府県と比較して、サンプル数と第三者評価に公表されている制度の種類が充実していることである。東京都福祉サービス第三者評価では、2023 年 11 月現在、認可保育所 3,230 件、認定こども園 135 件、認証保育所 556 件、認可外保育施設 152 件のデータが公表されている。

2 点目は、第三者評価の利用者調査の内容が一律であり、実施している保育所が多くあったためである。他の道府県でも利用者調査を実施している自治体はあるが、事業所ごとに質問項目が異なっており、共通の質問項目を利用した東京都のデータが分析に最適だと考えた。

3 点目は、先述の通り、待機児童問題が解消に向かっているためである。2022 年の待機児童数は、29 の県が待機児童数 20 人以下であり、その多くが 0 人である。東京都の待機児童数は 288 人であり、前年の 2021 年と比べて 669 人減少している。したがって待機児童問題は数で見ると、解決に向かっていると言える。この傾向から、東京都の結果は一定程度、他の道府県にも適用可能であると解釈できる。

4 点目は、社会福祉法人が運営する私立認可保育所は約 87%と大きな割合を占め、特に東京都では自治体と結びついて強い権力を持っているためである。社会福祉法人は先述の通り、東京都認証保育所の保育料補助に対して自治体に圧力をかけるなど、その影響は顕著である。その結果、自治体の許可なく設立できる企業主導型保育事業が発展した。実態を把握できている東京都を分析対象とすることにより、問題と結果をより深く結びつけることができる。

第３節　保育サービスの質に関する分析

第１項　分析の枠組み

本節では、制度の違いが保育サービスの質に及ぼす影響を分析する。主に東京都福祉サービス第三者評価の 2018 年度から 2022 年度までの 5 年分のデータを使用する。分析に使用した一部のデータは、東京都福祉サービス第三者評価のページに掲載されていなかったため、必要に応じて各自治体、各保育所のホームページ、保育所まとめサイト(KIDSNA 園ナビ、hoicil)より集計した。この分析では、最小二乗法を適用し、制度や経営主体等が東京都福祉サービス第三者評価の利用者調査(以下、利用者調査とする)に及ぼす影響を定量的に明らかにする。

第２項　分析モデル

本節では、利用者調査の総合点を被説明変数に、各制度ダミーと各経営主体ダミーを説明変数、その他の変数をコントロール変数として分析を行う。データは東京都福祉サービス第三者評価の公開情報等から集計した 2018 年度から 2022 年度のものを用いた。この分析では、保育所の立地、規模、開所時間などの外部要因をコントロールし、制度や経営主体ごとに保育所の利用者にどのような違いがあるのかを調べる。

なお、本分析に際して留意すべき点が 3 つある。

1 点目は、先行研究とは変数が異なることである。三條(2021)では、被説明変数は利用者調査のカテゴリー別の点数だが、本稿では利用者調査の総合点を使用している。その理由は、保育の質はカテゴリーごとではなく、総合的に高いことが望ましいと考えたからである。また、説明変数に関しては、法人その他ダミー、利用者調査回答率、過去 5 年間の第三者評価受審回数が使用されたが、本稿ではこれらの変数の代わりに社会福祉法人ダミー、学校法人ダミーを使用している。その理由は、法人は細分化することで、より詳細な結果が得られることを判断したからである。

ただし、延床面積に関しては、何らかのウェイトをつけた利用者人数で除して変数にできる可能性もあるため、今後の課題とする。また、利用者調査回答率と過去 5 年間の第三者評価受審回数については、保育所ごとに回答率に大きな差が見られなかったため、入所児童数と受審年ダミーを採用することで代替可能だと判断し、これらの変数を除外した。

2 点目は、説明変数に必要なデータが不足しているため、東京都福祉サービス第三者評価を受審している全ての保育所を網羅できておらず、サンプルセレクションバイアスが生じている可能性がある。認可保育所に関しては、データの入力が煩雑であったためサンプルをランダムに抽出している。東京都福祉サービス第三者評価で公表されている認可保育所は 3230 件だが、今回の分析で使用したのは 191 サンプルである。認可保育所以外の保育所に関しては、データが取得できない保育所を除いた全てのデータを用いている。この問題に対して、認可保育所とそれ以外の制度に分けた分析を行い、重み付き最小二乗法の採用を検討した。しかし、最終的には本稿で有効な対処法を取れていないため、こちらも今後の課題とする。

3 点目は、説明変数の一部にアーカイブデータを使用していることである。先述の通り分析に必要なデータが不足しているため、一部の保育所ではアーカイブデータを使用した。アーカイブデータは保育所まとめサイトから入手した。

この分析は三條(2021)を参考に、最小二乗法を採用した。各自治体や経営主体名の影響を比較するために、6 つのパターンに分けて分析した。（①自治体ダミーと経営主体名ダミーなし、②自治体ダミーあり、経営主体名ダミーなし、③自治体ダミーなし、経営主体名ダミーあり、④自治体ダミーと経営主体名ダミーあり、⑤認可保育所のみが対象で自治体ダミーと経営主体名ダミーあり、⑥認可保育所以外の保育所が対象で自治体ダミーと経営主体名ダミーあり）分析のモデルは以下の通りである。

モデル式

$$OVERALL_i = \beta_0 + \beta_1 SEIDOD_i + \beta_2 KEIEISYUTAID_i + \beta_3 YEARD_i + \beta_4 YEAR_i + \beta_5 HOIKUSHI1_i + \beta_6 NOBEYUKA1_i + \beta_7 STATION_i + \beta_8 TIME_i + \beta_9 JITITAID_i + \beta_{10} SHUTAIMEID_i + \beta_{11} GROUP_i + \varepsilon_i$$

$OVERALL_i$ は利用者調査の総合点(詳細は第 3 項で述べる)を表している。
$SEIDOD_i$は各制度ダミー(認定こども園ダミー、認証保育所ダミー、企業主導型保育所ダミー、認可外保育施設ダミー)、$KEIEISYUTAID_i$は各経営主体ダミー(社会福祉法人ダミー、学校法人ダミー、会社ダミー、その他ダミー)、$YEARD_i$は第三者評価受審年度ダミー、$YEAR_i$は受審年度までの開所年数、$HOIKUSHI1_i$は児童一人当たりの保育士数、$NOBEYUKA1_i$は児童一人当たりの延床面積、$STATION_i$は最寄り駅までの距離、$TIME_i$は開所時間(延長時間含む)、$JITITAID_i$は自治体ダミー、$SHUTAIMEID_i$は経営主体名ダミー、$GROUP_i$は経営主体のグループ数、ε_iは誤差項を表している。

第３項　データと出典

本項では、分析に用いた変数について説明する。また、本項では全ての保育施設を「保育所」とする。

【被説明変数】

被説明変数は利用者調査の総合点である。

第 1 章第 3 節第 2 項で定義した保育サービスの質を測る指標として、東京都福祉サービス第三者評価の利用者調査結果を用いる。表 5 は東京都福祉サービス評価推進機構が定めた利用者調査項目の 17 項目をまとめている。利用者調査とは、保育所利用者の親が表 5 の項目について「はい」「いいえ」「どちらともいえない」で答える調査である。

各項目の点数は、「はい」の数×2 点、「どちらともいえない」の数×1 点、「いいえ」の数×-1 点、「無回答・非該当」の数×0 点として算出する。算出された 17 項目の点数を合計し、有効回答数を 100 としたときのウェイトをかける。このウェイトは、100 を有効回答数で割って求めている。ウェイトをかけた値を利用者調査の総合点とする。

表 5　利用者調査項目一覧

項目	質問文
1	保育所での活動は、子どもの心身の発達に役立っているか
2	保育所での活動は、子どもが興味や関心を持って行えるようになっているか
3	提供される食事は、子どもの状況に配慮されているか
4	保育所の生活で身近な自然や社会と十分関わっているか
5	保育時間の変更は、保護者の状況に柔軟に対応されているか
6	安全対策が十分取られていると思うか
7	行事日程の設定は、保護者の状況に対する配慮は十分か
8	子どもの保育について家庭と保育所に信頼関係があるか
9	施設内の清掃、整理整頓は行き届いているか
10	職員の接遇・態度は適切か
11	病気やけがをした際の職員の対応は信頼できるか
12	子ども同士のトラブルに関する対応は信頼できるか
13	子どもの気持ちを尊重した対応がされているか
14	子どもと保護者のプライバシーは守られているか
15	保育内容に関する職員の説明はわかりやすいか
16	利用者の不満や要望は対応されているか
17	外部の苦情窓口（行政や第三者委員等）にも相談できることを伝えられているか

出典：とうきょう福祉ナビゲーション「福祉サービス第三者評価」より筆者作成

【説明変数】

利用者調査の総合点に直接影響を与える説明変数として、各制度ダミーと各経営主体ダミーを設定している。

各制度ダミーは保育所が認定こども園、認証保育所、企業主導型保育所、認可外保育施設であればそれぞれ 1 を取るダミーである。認可外保育施設については、企業主導型保育所が認可施設並みの助成を受けていることを考慮し、企業主導型保育所とそれ以外の施設

に分けたダミーを設定した。また、執筆時点で保育所の制度が変わっている可能性はあるが、判別できないため直近の第三者評価のデータを用いている。

三條(2021)では認可保育所と認証保育所の違いを検証していたが、本分析では対象とする制度を増やし、認定こども園、企業主導型保育所、認可外保育施設の違いも分析している。

各経営主体ダミーは保育所の経営主体を自治体、社会福祉法人、学校法人、会社、その他に分類し、社会福祉法人、学校法人、会社、その他であればそれぞれ 1 を取るダミーである。会社ダミーには株式会社、有限会社、合同会社が含まれている。その他ダミーには特定非営利活動法人、個人事業者、一般社団法人、公益財団法人、宗教法人、国立大学法人、生活協同組合が含まれている。

【コントロール変数】

コントロール変数として、開所年数、利用者 1 人あたり保育士数、利用者 1 人あたり延床面積、最寄り駅までの距離、開所時間(延長時間含む)、経営数、第三者評価受審年度ダミー、自治体ダミー、経営主体名ダミーを設定している。

最寄り駅までの距離は ArcGIS ソフトを使って算出した。第三者評価受審年度ダミーのベースは 2022 年度である。自治体ダミーのベースは世田谷区である。経営主体名ダミーのベースは株式会社さくらさくみらいである。

以下の表 6 は各変数の単位とデータの出典を示した表である。表 7 は今回扱うサンプルにおける制度ごとの経営主体割合を示した表である。表 9 は基本統計量、表 10 は相関係数を示した表である。

表 6　変数の単位とデータの出典

変数	単位	出典
利用者調査の総合点	点	東京都福祉サービス第三者調査
認定こども園ダミー	-	
認証保育所ダミー	-	
企業主導型保育所ダミー	-	
認可外保育施設ダミー	-	
社会福祉法人ダミー	-	
学校法人ダミー	-	
会社ダミー	-	
その他ダミー	-	
開所年数	年	東京都福祉サービス第三者調査、KIDSNA 園ナビ
利用者 1 人あたり保育士数	人/人	東京都福祉サービス第三者調査、各事業者ホームページ、ホイシル
利用者 1 人あたり延床面積	㎡/人	東京都福祉サービス第三者調査、各事業者ホームページ

最寄り駅までの距離	m	東京都福祉サービス第三者調査
開所時間(延長時間含む)	時間	東京都福祉サービス第三者調査、各事業者ホームページ
経営数	箇所	各事業者ホームページ
第三者評価受審年度ダミー	-	東京都福祉サービス第三者調査
自治体ダミー	-	
経営主体名ダミー	-	

出典：筆者作成

表 7　制度ごとの経営主体割合

	認可保育所	認定こども園	認証保育所	企業主導型保育所	認可外保育施設
総数	191	62	153	13	11
自治体	29(15.18%)	4(6.45%)	0(0.00%)	0(0.00%)	1(9.09%)
社会福祉法人	107(56.02%)	22(35.48%)	2(1.31%)	1(7.69%)	1(9.09%)
学校法人	3(1.57%)	19(30.65%)	7(4.58%)	2(15.38%)	0(0.00%)
会社	44(23.04%)	11(17.74%)	111(72.55%)	9(69.23%)	7(63.64%)
その他	8(4.19%)	6(9.68%)	33(21.57%)	1(7.69%)	2(18.18%)

出典：筆者作成

表 8　分析に使用した保育所名

認可保育所	美山保育園、どんぐり保育園、南馬込第二保育園、すみだ川のほとりに笑顔咲くほいくえん、きたしば保育園、あそか保育園、久米川保育園、さくらさくみらい浮間、さくらさくみらい中板橋、親隣館保育園、みずなら保育園、神田淡路町保育園大きなおうち、さくらさくみらい上原、アウル宮前保育園、さくらさくみらい都立大、さくらさくみらい篠崎、さくらさくみらい早宮、江東区白河かもめ保育園、新宿三つの木保育園もりさんかくしかく、小梅保育園、ひらがなのツリーほいくえん、なかのまるのなか保育園大きなおうち、すみだ中和こころ保育園、大和東保育園、さくらさくみらい平和島、江東区南砂さくら保育園、橋場そらとみどりの保育園大きなおうち、扇こころ保育園、美原保育園、砂町友愛園、吹上多摩平保育園、吹上保育園、さくらさくみらい武蔵小山、さくらさくみらい月の岬、青葉さくら保育園、聖ピオ保育園、ひまわりキッズガーデン有明の森、さくらさくみらい西原、オリービア保育園、花房山目黒駅前保育園３３３、とうかいどう保育園、あいあい保育園、ひまわりキッズガーデン城山、くりのき保育園、マハヤナ第二保育園、とごしの杜保育園、さくらさくみらい人形町、ひよし保育園、あすなろ保育園、江戸川保育園、さくらさくみらい石川台、小平花小金井雲母保育園、はぁもにぃ保育園、桜台保育園、アスク西新井保育園、足立梅島雲母保育園、小平一橋学園雲母保育園、柳橋保育園、ひまわり保育園、ふじみ保育園、杉並井荻雲母保育園、金町保育園、西砂保育園、小平学園西雲母保育園、せんかわみんなの家、ほんちょう保育園、北赤羽せせらぎ保育園、つぼみ保育園、そらのいろ保育園、さくらさくみらい護国寺、蓮美幼児学園西小山ナーサリー、さくらさくみらい久が原、ナーサリースクールいずみ大谷田、宮園保育園、さくらさくみらい中村北、つむぎ保育園、さくらさくみらい一之江、さくらさくみらい笹塚、さくらさくみらい入谷、さくらさくみらい上池袋、フロンティアキッズ新宿、ひまわりベビールーム小竹向原、ひまわりキッズガーデン豊洲、ひまわりキッズガーデン東雲、足立区立伊興大境保育園、さくらさくみらい北品川、ひまわりキッズガーデン志村、ひまわりキッズガーデン小茂根、ひまわりキッズガーデン大原、未来っ子保育園北加平町園、たがわみんなの家、調布城山保育園、めぐみ第二保育園、城山保育園上石原、城山保育園、さくらさくみらい江原町、城山保育園南山、さくらさくみらい東大井、みんなのおうち保育園、上布田保育園、北野保育園、調布ないろ保育園、さくらさくみらい東日本橋、ＹＭＣＡキャナルコート保育園、ＹＭＣＡオリーブ保育園、さくらさくみらい東陽二丁目、さくらさくみらい富岡、神

	田川ほとりに花咲く保育園、十思保育園、至誠いしだ保育園、ミアヘルサ保育園ひびき永福町、精華第一保育園、西国分寺保育園、聖華こうどう保育園、文京区立本郷保育園、さくらさくみらい碑文谷、アンソレイユ保育園、国立保育園、たかはた北保育園、富坂まきば保育園、緑の家保育園、境南第２保育園、てんじん保育園、立華学苑、ぽけっとランド西蒲田保育園、みどりの保育園、こんぺいとう保育園、さくら保育園、わかくさ保育園、若葉台バオバブ保育園、蒲田音楽学園保育園、まなびの森保育園武蔵小金井、新町保育園、豪徳寺保育園、江東区潮見保育園、江東区深川一丁目保育園、豊島区立東池袋第二保育園、成田コスモ保育園、たつの子保育園、南平井保育園、豊島つぼみ保育園、東花畑保育園、向原保育園、下里しおん保育園、用賀なのはな保育園、グローバルキッズ住吉園、のしお一丁目保育園、ぽけっとランド浅草橋保育園、松江おひさま保育園、レイモンド田無保育園、八国山保育園、豊島区立巣鴨第一保育園、白鷺保育園、船堀保育園、松ノ木保育園、上石神井保育園、大泉学園保育園、勝どき保育園、キッズタウンうきま夜間保育園、王子隣保館保育園、まごころ会保育園、オルト保育園、にじいろ保育園蓮根、愛光第五保育園、しんあい保育園、八幡山保育園、晴海保育園、敬隣保育園、太陽の子中野中央保育園、三鷹西野保育園、江東区亀高保育園、世田谷保育園、頌栄保育園、エイビイシイ保育園、こぶし保育園、ＨＯＰＰＡ京成小岩駅、東葛西保育園、ＨＯＰＰＡおおじまタウン、グローバルキッズ西馬込園、文京区立久堅保育園、豊島区立南長崎第一保育園、育成会ひまわり保育園、わらべ西鷺宮保育園、ひのまるキッズガーデンナーサリー、新宿区立弁天町保育園、麦の子保育園、第三上沼田保育園、加賀保育園、向原保育園、宮前保育園、荻窪東保育園
こども園	忍岡こども園、富久ソラのこども園ちいさなうちゅう、台東区立たいとうこども園、石井こども園、中央区立京橋こども園、中央区立晴海こども園、ひめゆりこども園、やよいこども園、恵比寿のびのびこども園、ＣｈａＣｈａ　Ｃｈｉｌｄｒｅｎ　Ｈｉｇａｓｈｉｔｏｙａｍａ、三鷹ちどりこども園、芝浦アイランドこども園、小金井けやきの森認定こども園、まちのこども園代々木上原、せいがの森こども園、共励第二こども園、Ｇａｋｋｅｎこどもえん、大久保わかくさ子ども園、薫る風・上原こども園、新宿区立北新宿子ども園、青梅エンゼル保育園、キャッツ（東京白百合保育園）、西原りとるぱんぷきんず、本町きらきらこども園、昭和女子大学附属昭和こども園、墨田区立八広認定こども園、はぐはぐキッズこども園東上野、認定こども園元八王子幼稚園、認定こども園文化教養学園、グローバルキッズ飯田橋こども園、空のはねこども園はたのだい、お茶の水女子大学こども園、認定こども園みずのとう、武蔵野大学附属有明こども園、なかのこども園、認定こども園世田谷ベアーズ、認定こども園秋津幼稚園、しののめＹＭＣＡこども園、サザンヒルズこども園、はぐはぐキッズこども園中延、青葉学園野沢こども園、東村山むさしの第二認定こども園、新宿せいが子ども園、東村山むさしの第一認定こども園、ポピンズナーサリースクール西五反田、認定こども園新宿ベアーズ、パイオニアキッズ西野川園、境こども園、代々木至誠こども園、しんじゅくいるまこども園、認定こども園鶴川シオン幼稚園、本町そよかぜこども園、小平花小金井こども園、豊洲めぐみこども園、しんえい子ども園もくもく、まちのこども園代々木公園、台東区立ことぶきこども園、ワタナベ学園、幼保連携型認定こども園イコロ昭和の森、足立区立おおやたこども園、幼保連携型認定こども園葛飾みどり、足立区立元宿こども園
認証保育所	めだか保育園、コアラ保育園、ピノキオ幼児舎富士ライフ豊田園、保育園ミルキーウェイ竹の塚、ひまわりキッズルーム大泉、たんぽぽ保育所西新井園、いやなが保育園、ローリスナーサリー大森、心夢保育園、ミルキーランド保育園、ぱる★キッズ府中、たんぽぽ保育所竹の塚園、鮫洲かがやき保育園、東大井かがやき保育園、共同保育所コロちゃんの家、石川台らる保育園、砧南らる保育園、ニチイキッズ三軒茶屋保育園、ぽけっとランド信濃町、風の子保育園、チャイルドケアセンター青い鳥、八王子エンゼルホーム、保育所まぁむ東池袋駅前園、アスクバイリンガル保育園明大前、さんさん森の保育園大泉学園、保育室スマイルエッグス、ピジョンランド府中、グローバルキッズ府中本町園、ナーサリールームベリーベアー久が原、ナーサリールームベリーベアーライラック通り久が原、ピノキオ幼児舎月島園、グローバルキッズ用賀園、武蔵野プチ・クレイシュ、アンジェリカ保育園芝浦園、アスクバイリンガル保育園亀戸、佐野保育園、カナリヤ保育園、ビッキーズ保育園、木下の保育園祖師谷、どんぐり保育園東和、どんぐり保育園小岩、どんぐり保育園、コンビプラザ綾瀬保育園、みのり保育園、マミーズエンジェル奥沢保育園、四谷保育園、ＫＮベルーガ園、ソラスト武蔵関、コスモス保育園、ぽっぽのいえほいくえん、金子ベビーホーム、東大島駅前保育園、世田谷祖師ヶ谷大蔵雲母保育園、世田谷喜多見雲母保育園、藤ウェルネス保育園、ひよこの家保育園、チェリッシュ北綾瀬、保育園トキ三鷹駅前園、たけのこ保育園、ぽけっとランド北赤羽、春ひな保育園、チェリッシュ西新井、かがや保育園、あいあい保育園調布乳幼児園、なのはな共同保育所、一の橋こどもの家、空飛ぶ三輪車、ゆらりん東品川保育園、ゆらりん仙川保育園、一般社団法人たいよう子ぱと保育園、つくしんぼ保育所、永山駅前こどもの家、ポピンズナーサリースクール白金台、むさし保育園、ぽけっとランド入谷、小金井プチ・クレイシュ、三鷹プチ・クレイシュ、パパルキッズルーム、エンゼル保育室、ここわ保育園、エンゼルベア・ナーサリー上板橋、アスク人形町駅前保育園、グローバルキッ、東松原駅前保育園、山崎こじか園、キッズスクウェア丸の内東京ビル、田中保育所、グローバルキッズ新川園、木下の保育園鶴川、ポピンズナーサリースクール一之江、ポピンズナーサリースクール三軒茶屋、グローバルキッズコトニア吉祥寺園、ポピンズナーサリースクール月島、ポピンズナーサリースクール京橋、府中エンゼルホーム、小学館アカデミーむさしこやま保育園、グローバルキ

	ッズ春日園、ソラスト神楽坂、八王子みなみ野雲母保育園、ポピンズナーサリースクール池袋、ポピンズナーサリースクール早稲田、ポピンズナーサリースクール武蔵野、こどもみらい東雪谷、パレット保育園・不動前、パレット保育園・大岡山、ナーサリーさくらキッズ、ミントリーフ雪谷園、モンテッソーリ学芸大学子どもの家、アクト池上保育園、花さと保育園、ホームデイケア六本木、都市型保育園ポポラー東京田無園、キッズスペースドリーム、さくらんぼ保育園新田、さくらんぼ保育園、城南ルミナ保育園立川、エデュケアセンター・新宿、エデュケアセンター・めぐろ、ぱんだ保育園、みたか中央通り保育室、暁愛児園、あゆみ保育園、ごんべのお宿保育園、グローバルキッズ南長崎園、ゆらりん自由が丘保育園、幼保園ベビーサロン新中野、用賀プチ・クレイシュ、都市型保育園ポポラー東京成瀬園、ナーサリールームベリーベアー下丸子、ナーサリールームベリーベアー蒲田、ナーサリールームベリーベアー東雲Ａｎｎｅｘ、たけのこ保育園(認証)、亀有プチ・クレイシュ、ウィズチャイルドさくらがおかみなみ園、ルーチェ保育園南品川、桃の実保育園、きりん保育園、ＨＯＰＰＡこども愛々保育園南大泉、仲よし保育園、新小平さくら保育園、キッズガーデンかわせみ、千住あさひ共同保育園、アンジェリカ保育園中目黒園、みるく保育園、多摩センターこどもの家、木下の保育園和泉多摩川、あきやま保育室、ヒューマンアカデミー西調布保育園、一般社団法人さわらび会さわらび保育園、ベビールーム三軒茶屋、エクレール保育園、ソラスト浅草、ミッキーハウスほいく園、チャレンジキッズ北千束園
企業主導型保育所	企業主導型保育所かいらくえん、パンダ保育園、ポピンズナーサリースクール東大本郷さくら、多摩平たから保育園、みちくさ保育園、Ｆｕｊｉれもん保育園、ＫＢＣほいくえん大井町、あいねっこ保育園、ココナッツ保育園、ミントリーフ・インターナショナル・プリスクール平井園、スプリング保育所、Ｆｕｊｉ赤とんぼ保育園、おれんじオハナ西葛西保育園
認可外保育施設	幼児教室すずめ、ドレミファ保育室、アクア・チャイルドサロン、保育ルームたんぽぽ、根岸定期利用保育室、保育室サン御園、たんぽぽ保育園、キッズハーモニー・新宿、品川区立就学前乳幼児教育施設ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、グローバルキッズ神田駅前保育園、サン・ベビールーム、株式会社後藤学院メネス保育園

表 9　基本統計量

変数	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
利用者調査の総合点	431	2979.532	166.2307	1566.667	3371.429
認定こども園ダミー	431	0.1438515	0.3513469	0	1
認証保育所ダミー	431	0.3549884	0.4790659	0	1
企業主導型保育所ダミー	431	0.0301624	0.1712328	0	1
認可外保育施設ダミー	431	0.0278422	0.1647118	0	1
社会福祉法人ダミー	431	0.3085847	0.4624461	0	1
学校法人ダミー	431	0.0719258	0.2586652	0	1
会社ダミー	431	0.4222738	0.4944957	0	1
その他ダミー	431	0.1160093	0.3206082	0	1
開所年数	431	19.41995	18.91886	0	97
利用者１人あたり保育士数	431	0.2704287	0.1799043	0.0334728	2.166667
利用者１人あたり延床面積	431	9.186266	13.91183	0.3611111	257.0791
最寄り駅までの距離	431	662.722	601.5305	22.17	6120
開所時間(延長時間含む)	431	12.71385	1.224615	8	24
経営数	431	30.48028	51.01504	1	313

出典：筆者作成

表 10　相関係数表

	認定こども園ダミー	認証保育所ダミー	企業主導型保育所ダミー	認可外保育施設ダミー	社会福祉法人ダミー	学校法人ダミー	会社ダミー	その他ダミー	開所年数	利用者1人あたり保育士数	利用者1人あたり延床面積	最寄り駅までの距離	開所時間（延長時間含む）	経営数
認定こども園ダミー	1.0000													
認証保育所ダミー	-0.3041	1.0000												
企業主導型保育所ダミー	-0.0723	-0.1308	1.0000											
認可外保育施設ダミー	-0.0694	-0.1255	-0.0298	1.0000										
社会福祉法人ダミー	0.0410	-0.4746	-0.0884	-0.0825	1.0000									
学校法人ダミー	0.3721	-0.0752	0.0559	-0.0471	-0.1860	1.0000								
会社ダミー	-0.2032	0.4554	0.0964	0.0552	-0.5712	-0.2380	1.0000							
その他ダミー	-0.0246	0.2309	-0.0215	0.0708	-0.2420	-0.1008	-0.3097	1.0000						
開所年数	-0.2446	-0.1109	-0.1525	-0.0224	0.2289	-0.1492	-0.3499	0.0165	1.0000					
利用者1人あたり保育士数	-0.1880	0.2485	0.1189	0.2876	-0.1497	-0.0734	0.1816	0.0922	-0.1677	1.0000				
利用者1人あたり延床面積	-0.0014	0.0760	-0.0208	0.0584	-0.0602	0.0388	0.0758	-0.0315	-0.0819	0.2193	1.0000			
最寄り駅までの距離	0.0881	-0.1824	0.0074	-0.0488	0.2466	-0.0371	-0.2530	-0.0023	0.1837	-0.0958	-0.0376	1.0000		
開所時間（延長時間含む）	-0.1365	0.4679	-0.0641	-0.1737	-0.1479	-0.0946	0.2998	0.0699	-0.2045	0.0647	0.0555	-0.2446	1.0000	
経営数	-0.1096	0.1334	-0.0472	-0.0260	-0.2923	-0.1128	0.4650	-0.2040	-0.1850	-0.0684	-0.0289	-0.1460	0.1729	1.0000

出典：筆者作成

第４項　仮説

本分析では以下の仮説を検証する。

仮説１：認可保育所は優遇と規制により質が低い

認可保育所は優遇と規制によって利用者に硬直的なサービスが提供されているため、他の保育制度に比べて保育サービスの質が低いと考えられる。各制度ダミーによって認可保育所との質の差を表している。予想される各制度ダミーの符号は正である。

仮説２：認証保育所は地域の実情に合った基準を満たしているため質が高い

認証保育所は、自治体が独自に定める地域の実情に合った基準を満たし、自治体に認証された保育所である。認可保育所は国の基準による運営を行っており、地域の保育ニーズに必ずしも応えられていなかった。その解決策として創設された認証保育所は自治体が独自に定める基準を満たしているため、認可保育所よりも保育サービスの質が高いと考えられる。予想される認証保育所ダミーの符号は正である。

仮説３：企業主導型保育事業は認可保育所並みの水準かつ利用者のニーズに合った運営により質が高い

企業主導型保育事業は認可外保育施設でありながら、認可保育所並みの助成を受けることができる。さらに企業の従業員の子どもを積極的に受け入れていることにより、利用者の評価は高い、つまり質が高いと考えられる。企業主導型保育事業ダミーの予想される符号は正である。

第５項　推定結果及び結果の解釈

推定結果は表 11 の通りである。なお、推定にあたってはロバスト標準誤差を用いた。各自治体と経営主体名が互いに与えている影響を比較するために、①自治体ダミーと経営主体名ダミーなし、②自治体ダミーあり、経営主体名ダミーなし、③自治体ダミーなし、経営主体名ダミーあり、④自治体ダミーと経営主体名ダミーありの 4 つのパターンに分けている。分析で用いた統計ソフトは、StataBE 17 である。

表 11　分析結果

	Model 変数	①	②	③	④
制度ダミー（ベースは認可保育所）	認定こども園ダミー	45.40545* (23.72157)	53.90161* (30.18452)	73.46664 (56.8326)	1.908242 (64.39158)
	認証保育所ダミー	**110.2332***** (24.76944)	**112.7651***** (28.40854)	**126.4618*** (65.52031)	98.26006 (95.41617)
	企業主導型保育所ダミー	186.4841*** (54.54888)	221.9238*** (54.49942)	117.1943 (91.56245)	61.00306 (137.7454)
	認可外保育施設ダミー	138** (56.67444)	103.0445* (58.0809)	165.6903* (91.20587)	-4.804449 (110.0332)

経営主体ダミー（ベースは自治体）	社会福祉法人ダミー	-37.40819	-24.05315	5.026698	-360.3375
		(28.15727)	(31.75231)	(30.79529)	(287.0884)
	学校法人ダミー	-125.7311***	-112.5699**	22.88989	201.5831
		(44.56636)	(51.86223)	(110.5105)	(159.937)
	会社ダミー	-50.5314	-38.18596	38.15239	214.9371**
		(31.44116)	(34.19483)	(74.38033)	(87.87323)
	その他ダミー	-67.76903	-47.08686	49.99689	316.3068**
		(46.16576)	(43.60136)	(70.29215)	(130.4167)
コントロール変数	開所年数	-0.9353278*	-0.3863724	-1.412936	-1.167037
		(0.5126237)	(0.535357)	(1.364589)	(1.336299)
	利用者1人あたり保育士数	-141.1621	-114.8965	-25.8237	94.11866
		(96.96699)	(82.13704)	(108.5014)	(145.8928)
	利用者1人あたり延床面積	-0.3128606	-0.3617139	-2.133232	-4.120429
		(0.5962614)	(0.4771574)	(2.201348)	(3.054679)
	最寄り駅までの距離	-0.0029363	0.00774	-0.0146036	0.0240099
		(0.0114894)	(0.0146044)	(0.0312825)	(0.0480458)
	開所時間(延長時間含む)	-17.93478*	-14.81638	-26.28469	-23.41871
		(9.347023)	(9.47125)	(21.62836)	(25.74532)
	経営数	0.1465169	0.1866946	-0.1154722	-1.382621
		(0.1596322)	(0.1957167)	(1.077007)	(1.630811)
受審年度ダミー（ベースは2022年度）	2021年度ダミー	-81.22011***	-87.3396***	-87.42635*	-117.3827**
		(27.64169)	(26.23857)	(43.84545)	(48.451)
	2020年度ダミー	-37.54427*	-39.83397*	-57.18466	-81.56188*
		(19.58507)	(20.50253)	(48.51141)	(47.72439)
	2019年度ダミー	-41.62814	-28.64988	-170.6078	-190.6118
		(46.58181)	(53.76833)	(163.4955)	(117.6356)
	2018年度ダミー	-70.27516	-85.54531	-52.50979	-92.58035
		(70.0098)	(78.42765)	(111.0274)	(147.1587)
	自治体ダミー	no	yes	no	yes
	経営主体名ダミー	no	no	yes	yes
	観測数	431	431	431	431
	自由度調整済み決定係数	0.0682	0.1148	0.3947	0.4407

1)***, **, *はそれぞれ有意水準1%、5%、10%で帰無仮説を棄却し、統計的に有意であることを示す。
2)係数の()はロバスト標準誤差を表している。

出典：筆者作成

推定結果から、モデル①と②の場合は各制度ダミーがそれぞれ正に有意な結果を示し、すべての仮説が支持される。認証保育所ダミーのパラメータはモデル①②③において正に有意となり、会社ダミーのパラメータがモデル④おいて正に有意となった。全てのモデルを比較した場合、認証保育所と株式会社のどちらが利用者調査の総合点を高めているか判別することはできない。

また、ランダムに抽出した認可保育所のサンプルと、全数データを用いた認可保育所以外のサンプルを同時に分析している問題点を解消するため、認可保育所と、それ以外の制度に分けてモデル④の分析を行った。表12に分析結果を示す。認可保育所以外の保育所に

おいて、2018 年度ダミーは多重共線性によって観測されなかった。

表 12　認可・認可以外の分析結果

	変数	認可保育所	認可保育所以外の保育所
制度ダミー（ベースは認定こども園）	認証保育所ダミー	-	135.2172 (119.2741)
	企業主導型保育所ダミー	-	138.1306 (172.5578)
	認可外保育施設ダミー	-	-19.62039 (122.8154)
経営主体ダミー（ベースは自治体）	社会福祉法人ダミー	494.9281 (475.3565)	30.41527 (109.5095)
	学校法人ダミー	14.16416 (256.9256)	45.23497 (180.2014)
	会社ダミー	-31.78927 (213.7299)	79.28076 (125.0828)
	その他ダミー	420.9609*** (133.8044)	31.00721 (131.6845)
コントロール変数	開所年数	-2.543227 (1.582162)	3.280941 (4.392364)
	利用者 1 人あたり保育士数	-8.534317 (434.7661)	76.09925 (192.9427)
	利用者 1 人あたり延床面積	0.5765254 (3.045383)	2.578389 (5.26368)
	最寄り駅までの距離	0.017868 (0.0707399)	0.0065394 (0.0337593)
	開所時間(延長時間含む)	-16.33282 (41.38442)	-23.57303 (34.56272)
	経営数	2.750535 (3.473571)	-0.0931534 (1.095457)
受審年度ダミー（ベースは 2022 年度）	2021 年度ダミー	-153.1718 (199.1151)	-106.41** (49.23753)
	2020 年度ダミー	-63.62015 (104.9038)	-31.79979 (59.3089)
	2019 年度ダミー	-227.0227 (147.2947)	-139.6122 (66.0792)
	2018 年度ダミー	-137.4349 (233.5634)	-
	自治体ダミー	yes	yes
	経営主体名ダミー	yes	yes
	観測数	191	240
	自由度調整済み決定係数	0.3509	0.4609

1)***, **, *はそれぞれ有意水準 1%、5%、10%で帰無仮説を棄却し、統計的に有意であることを示す。
2)係数の()はロバスト標準誤差を表している。

出典：筆者作成

表 12 より、認可保育所とそれ以外の制度に分けた場合、制度や経営主体は利用者調査の評価点に大きな影響を与えていないことが示唆される。このことから、認可保育所とそれ以外の制度間で利用者調査の評価点に差が生まれており、サービスの質に違いが生まれていることが考えられる。また、表 11、12 のほとんどの分析においてコントロール変数は有意な結果が得られなかった。

第４節　保育サービスの効率性に関する分析

第１項　分析の枠組み

本節では、制度の違いが保育所の生産効率性[62]に与える影響を分析する。データ元、サンプル数については分析 1 と同様である。分析手法は確率フロンティア生産関数を適用した。

第２項　分析モデル

本節では、生産物として入所児童数と開所時間(延長時間を含む)の交差項の自然対数を被説明変数に、生産における投入物として各保育所の職員数と延床面積を、それぞれ自然対数をとったものを説明変数として[63]、分析を行う。効率項に用いた制度別と経営主体別のダミー変数と利用者調査の総合点のデータは、分析 1 で使用したものと同様である。被説明変数と説明変数はどちらも分析 1 と同様にデータを集計した。

なお、本分析に際しても分析 1 と同様に全ての保育所のデータを扱っておらず、サンプルセレクションバイアスが生じている可能性があること、一部の保育所のデータにはアーカイブデータを使用していることは留意すべき事項である。

分析モデルは、確率フロンティア生産関数(Stochastic Frontier Analysis)を用いた。確率フロンティア生産関数は、生産関数(あるいは費用関数)の効率性フロンティアの乖離を非効率性の指標とする手法である。先述の白石・鈴木(2002)による保育サービスにおける供給効率性、島村(2006)による保育サービスの質と効率性をはじめ、須原(2011)による都道府県立美術館の効率性、劉・西島(2010)によるブラジル企業の生産性、中村(2011)による地域産業集積と生産効率性など、制度が各主体の効率性に影響を与えうる分野の実証分析に応用されてきた。本研究においては保育所制度と経営主体の違いが各施設の効率性にどのような影響を与えるかを明らかにするため、この手法を用いる。

本稿では西田・後藤(2019)による推定方法を参考にする。この方法は、生産の技術的効率性を直接的に捉えられる。モデルの基本的な構造は以下の通りである。保育所 i の生産物を $OUTPUT_i$ とし、全部で k 種類ある投入要素の j 番目の投入量を x_{ji} とする。通常のコブ・ダグラス型生産関数を想定し、そこに技術的効率性を表す G_i を乗じる。G_i は 0 より大きく 1 以下の値をとり、完全に効率的な生産が行われる場合には 1 となる。この生産関数に対数変換を施し、G_i の対数を u_i と置き換えると、以下の推定式が得られる。

---

[62] 分析 2 において、生産効率性は技術的効率性とみなす。

[63] 分析における変数は、白石・鈴木(2002)を参照した。

モデル式[64]

$$\ln OUTPUT_i = \ln(a) + \sum_{j=1}^{k}\left(\beta_j \ln(x_{ji})\right) + \varepsilon_i - u_i$$

i は各保育所(=1, 2, . . . , 431) を表す。

$\ln OUTPUT_i$ は入所児童数×開所時間(延長時間含む)の自然対数を表しており、投入要素には職員数の自然対数、延床面積の自然対数を使用している。また、技術的効率性には各制度ダミー(認定こども園ダミー、認証保育所ダミー、企業主導型保育所ダミー、認可外保育所ダミー)、各経営主体ダミー(社会福祉法人ダミー、学校法人ダミー、会社ダミー、その他ダミー)、第三者評価受審年度ダミー(2021 年度、2020 年度、2019 年度、2018 年度)を用いる。確率フロンティア生産関数での分析の後、技術的効率性を StataBE17 の predict te,te というコマンドを用いて算出し、その程度を最小二乗法により推定した。

第３項　データと出典

本項では、分析に用いた変数について説明する。保育サービスの生産効率性を表す被説明変数は、ln 利用者人数×開所時間である。生産の投入物を表す説明変数は、ln 職員数と ln 延床面積である。少ない職員や狭い延床面積で、利用者を多く開所時間を長くすることを、効率的であるとする。非効率性を表す変数として、各制度ダミー、各経営主体ダミー、受審年度ダミーを用いる。分析 2 で新たに用いる変数の基本統計量は表 13 のようになった。

表 13　基本統計量

変数	観測数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
ln 利用者人数×開所時間	431	6.559441	0.751608	8.449984	4.174387
ln 職員数	431	3.038935	0.5285122	4.158883	1.098612
ln 延床面積	431	6.001916	0.8977894	8.684878	2.564949

出典：筆者作成

表 14　相関係数表

	ln 職員数	ln 延床面積	認定こども園ダミー	認証保育所ダミー	企業主導型保育所ダミー	認可外保育施設ダミー	社会福祉法人ダミー	学校法人ダミー	会社ダミー	その他ダミー
ln 職員数	1.0000									
ln 延床面積	0.4134	1.0000								
認定こども園ダミー	0.2593	0.4356	1.0000							
認証保育所ダミー	−0.4853	−0.5347	−0.3041	1.0000						
企業主導型保育所ダミー	−0.1993	−0.2096	−0.0723	−0.1308	1.0000					
認可外保育施設	−0.2591	−0.1179	−0.0694	−0.1255	−0.0298	1.0000				

64　モデル式は西田・後藤(2019)にしたがって設定した。

ダミー										
社会福祉法人ダミー	0.2927	0.3498	0.041	-0.4746	-0.0884	-0.0825	1.0000			
学校法人ダミー	0.1229	0.2249	0.3721	-0.0752	0.0559	-0.0471	-0.186	1.0000		
会社ダミー	-0.3391	-0.4043	-0.2032	0.4554	0.0964	0.0552	-0.5712	-0.238	1.0000	
その他ダミー	-0.1324	-0.2051	-0.0246	0.2309	-0.0215	0.0708	-0.242	-0.1008	-0.3097	1.0000

出典：筆者作成

第４項　仮説

本分析では以下の仮説を検証する。

仮説１：認証保育所と企業主導型保育事業は生産効率性が高い

認証保育所及び企業主導型保育事業は、認可保育所よりも延床面積が小さく職員数が少ないことから、少ない資本と労働で運営を行っている。しかし利用者人数に関しては認可保育所とそれほど変わらないことから、生産効率性は高いのではないかと考える。予想される各制度ダミーの符号は正である。

仮説２：会社が運営する保育所は生産効率性が高い

会社が運営する保育所は営利を目的としており、少ない投入物で多くの利益を出すことが理想である。そのためには仮説 1 と同様に、少ない資本と労働で運営を行うことが必要である。したがって会社が運営する保育所は生産効率性が高いと考える。予想されるダミーの符号は正である。

第５項　推定結果及び結果の解釈

確率フロンティア生産関数を適用した分析は、西田・後藤(2019)に従って表 15 に推定結果を示した。効率性の程度を最小二乗法で分析した推定結果は表 16 の通りである。全サンプルでの分析の他、分析 1 と同様にランダムに抽出した認可保育所のサンプルと、それ以外の制度を同時に分析している問題点を解消するため、認可保育所と、それ以外の制度に分けて分析を行った。認可保育所以外の保育所の分析では、制度ダミーのベースを認定こども園とした。認可保育所以外の保育所において、2018 年度ダミーは多重共線性によって観測されなかった。分析で用いた統計ソフトは、StataBE 17 である。

表 15　分析結果

変数	全サンプル	認可保育所	認可保育所以外の保育所
ln 職員数	0.9815467*** (0.048111)	0.6200485*** (0.0581089)	1.047658*** (0.0704324)
ln 延床面積	0.1693202*** (0.0263891)	-0.0390262 (0.0358909)	0.2015087*** (0.0368965)
定数項	2.799995*** (0.225981)	5.390877*** (0.3174068)	2.428907*** (0.2727162)
sigma-squared	0.2569991 (0.057552)	0.174678 (0.0311055)	0.324256 (0.0933757)

lambda	0.7370444 (0.178382)	1.41672 (0.0771286)	0.795055 (0.2469601)
観測数	431	191	240
対数尤度	-263.99933	-50.201792	-171.30059

1)ln 職員数、ln 延床面積、定数項について、***,**,*はそれぞれ有意水準 1%、5%、10%で帰無仮説を棄却し、統計的に有意であることを示す。
2)係数の()は標準誤差を表している。

出典：筆者作成

表 16　分析結果

	変数	全サンプル	認可保育所	認可保育所以外の保育所
制度ダミー	認定こども園ダミー	0.0214508*** (0.0067214)	-	-
	認証保育所ダミー	-0.0317987*** (0.0077339)	-	-0.0433515*** (0.0099232)
	企業主導型保育所ダミー	-0.0136586 (0.0170471)	-	-0.0203854 (0.0186548)
	認可外保育施設ダミー	-0.0722771*** (0.0269742)	-	-0.0775796*** (0.0289042)
経営主体ダミー	社会福祉法人ダミー	-0.0008582 (0.0084194)	-0.0059772 (0.0182667)	-0.0094464 (0.0247496)
	学校法人ダミー	-0.014708 (0.0128962)	-0.0872674*** (0.0279756)	-0.0124587 (0.0247016)
	会社ダミー	0.0038617 (0.0097151)	-0.0122663 (0.0237156)	-0.0020359 (0.0255012)
	その他ダミー	0.0029382 (0.0117551)	-0.0268765 (0.0295381)	0.0012616 (0.0266113)
受審年度ダミー	2021 年度ダミー	0.000129 (0.0078846)	0.027341* (0.0160525)	0.0021521 (0.0103968)
	2020 年度ダミー	0.0173384*** (0.0064617)	0.0131025 (0.0217723)	0.0254699*** (0.0095827)
	2019 年度ダミー	0.0276795 (0.242275)	0.0785489 (0.0492141)	0.0129609 (1.288029)
	2018 年度ダミー	-0.0011962 (0.0087761)	0.0028089 (0.0177545)	-
	観測数	431	191	240
	自由度調整済み決定係数	0.1449	0.0319	0.1232

1)***,**,*はそれぞれ有意水準 1%、5%、10%で帰無仮説を棄却し、統計的に有意であることを示す。
2)係数の()はロバスト標準誤差を表している。

出典：筆者作成

推定結果より、全サンプルの分析において認証保育所ダミー、認可外保育施設ダミーのパラメータが負に有意となり、認証保育所、認可外保育施設は認可保育所に比べて非効率であることが示された。したがって、仮説 1 は支持されなかった。認可保育所と異なり、優遇と規制が存在しない保育所では、生産効率的な運営が行われていないことが示唆される。経営主体ダミーについては有意な結果が得られなかったため、仮説 2 は支持されなかった。経営主体は生産効率性に影響を与えていないことが示唆される。

認可保育所とそれ以外の制度に分けた分析において、認証保育所ダミー、認可外保育施設ダミーのパラメータが負に有意となった。このことから、認証保育所と認可外保育所は特に非効率であることが示唆される。

また、中村(2017)を参考にし、非効率性を表す変数を全て説明変数に入れた確率フロンティア生産関数で分析をしたモデル①と、宮川ほか(2011)を参考にし、最小二乗法のみで効率性の程度を分析したモデル②の推定結果は表 17 の通りである。

表 17　分析結果

変数	①	②
ln 職員数	0.7373713*** (0.0478622)	0.7448868*** (0.0614172)
ln 延床面積	−0.022133 (0.0291416)	−0.0220165 (0.0311089)
認定こども園ダミー	0.3265925*** (0.0664836)	0.3241284*** (0.0783994)
認証保育所ダミー	−0.5163571*** (0.0678535)	−0.5196948*** (0.0783994)
企業主導型保育所ダミー	−0.5141131*** (0.1288983)	−0.5196948*** (0.1606557)
認可外保育施設ダミー	−0.8562465*** (0.1354403)	−0.8663911*** (0.1606557)
社会福祉法人ダミー	−0.0459552 (0.0800943)	−0.0444226 (0.0731873)
学校法人ダミー	−0.0564949 (0.1072104)	−0.0560483 (0.1033245)
会社ダミー	−0.0610219 (0.0857515)	−0.0591612 (0.0846506)
その他ダミー	−0.0705112 (0.0996861)	−0.679262 (0.1017429)
2021 年度ダミー	−0.0151703 (0.0548044)	−0.0153543 (0.0590006)
2020 年度ダミー	0.1364448*** (0.0481902)	0.1375762*** (0.048616)
2019 年度ダミー	0.1111948 (0.1905321)	0.1196599 (0.2195892)
2018 年度ダミー	−0.0497412 (0.2345192)	−0.0408868 (0.0935287)

定数項	4.85423*** (0.2822894)	4.624374*** (0.3172959)
sigma-squared	0.1921789 (0.0384664)	-
lambda	0.7323799 (0.1359333)	-
観測数	431	431
対数尤度	-201.8406	-

1)***,**,*はそれぞれ有意水準 1%、5%、10%で帰無仮説を棄却し、統計的に有意であることを示す。
2)係数の()は①では標準誤差を、②ではロバスト標準誤差を表している。

推定結果より、表 16 で示された結果とほとんど同じ結果が示された。このことより、認証保育所、認可外保育施設は認可保育所に比べて非効率であることが示唆される。

第 5 節　分析のまとめ

分析 1 の結果、認証保育所は認可保育所に比べて質が高いこと、または会社運営による保育所は、公立運営の保育所よりも質が高いことが示された。分析 2 の結果、認可保育所は認証保育所、認可外保育所よりも生産効率性が高いことが示された。

以上をまとめると、認可保育所において質と効率性は必ずしも両立するわけではなく、特に質においては認証保育所が高いことが示唆された。ただし、認証保育所は認可外保育施設であるため、認可保育所を推進していくことが最適だと考える。よって、認可保育所が利用者にとってより良い保育サービスを実現するための政策を提言する必要があるといえる。

本分析では全ての保育所のデータを扱っておらず、サンプルセレクションバイアスが生じている可能性がある点、一部の保育所のデータにはアーカイブデータを使用している点が分析の限界である。また、確率フロンティア生産関数について、この分析では第 4 節第 2 項で挙げた先行研究を参考にして分析を行っている。しかし、確率フロンティア生産関数の分析手法は先行研究で扱っている手法以外にも存在し、今回の分析の限界であると言える。分析の限界については今後の研究課題とする。

第４章　政策提言

第１節　政策提言の方向性

政策課題として認可保育所の優遇と規制が強いこと、それにもかかわらず親を含めた利用者にとってサービスの質が低いことを挙げる。これを解決するために政策提言を行う。

現状分析より、認可保育所は、(1)利用者は自治体の指定する保育所に入所する、(2)国や自治体からの手厚い補助により保育料が市場価格よりも低く設定され、各保育所が自由に料金設定できない、という２つの特徴がある。そのためサービスの質の向上や多様なニーズへの対応を通して利用者を獲得する動機に乏しいことが明らかになった。

実際に、分析２から「認可保育所は認証保育所・企業主導型保育事業・認可外施設よりも生産効率性が高い」こと、分析１から「認可保育所は認証保育所よりも質が低い」または「会社運営による保育所は、公立運営の保育所よりも質が高い」ことが判明した。そこで、政策提言１「直接契約・プライスキャップ制度の導入」、政策提言２「株式会社参入の促進」により、利用者の多様なニーズへの対応による認可保育所の競争を促し、その結果として認可保育所、ひいては保育施設全体のサービスの質向上を目指す。

また、保育所間の競争が適切に働くためには、利用者に対して情報公開が行われ、その情報をもとに保育所を選択できる環境であることが望まれる。さらには、参入してきた保育所の質を保つため、定期的に質をチェックする必要がある。そこで、政策提言３「情報公開・第三者評価の義務化」により、利用者の保育サービス選択に資する情報の公開、及び定期的な保育所の基準・質の監査を提言する。図７が政策提言の概要である。

図７　政策提言の概要

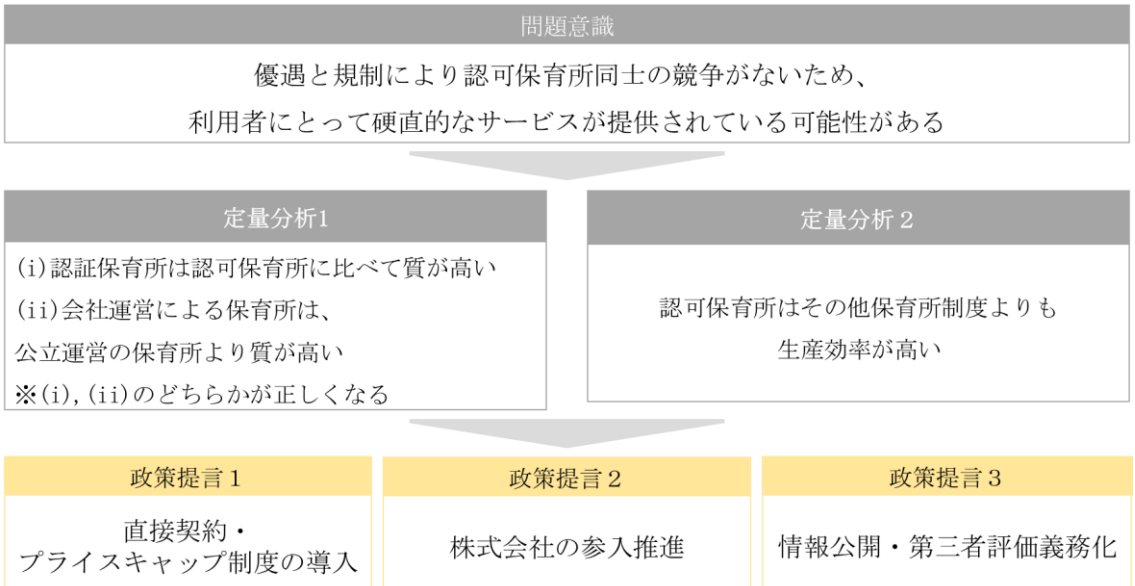

出典：筆者作成

第２節　政策提言

第１項　政策提言１　認可保育所への直接契約導入

●提言対象

こども家庭庁・内閣府

●内容

現状分析より、認可保育所は、(1)利用者は自治体の指定する保育所に入所する、(2)国や自治体からの手厚い補助により保育料が市場価格よりも低く設定され、各保育所が自由に料金設定できない、という２つの特徴がある。そのため多様なニーズへの対応やサービスの質を向上させようというインセンティブが働きにくく、質の向上につながりにくいことが分かった。また定量分析から、認可保育所は利用者獲得のための競争が行われている認証保育所と比べ、利用者調査で測れる保育の質が劣っていることが分かった。(1)、(2)が、認可保育所の優遇と規制に見合う利用者評価向上の実現を妨げる大きな要因と考えられるため、政策提言１ではこれら２つの課題にアプローチする。

そこで、(1)を解決するために、認可保育所において「利用者が事業者と直接契約できる」制度への変更を提言する。具体的には、これまで通り自治体に「保育の必要性」を認定されたのち、利用者が保育園を選んで直接事業者と契約するというものである。

(2)に対する一番の解決策は、認可保育所への補助金・価格規制を撤廃し、市場で決まる保育料金にすることである。しかし、完全に市場に任せれば、保育料金は０歳児１人当たり約 43 万円[65]になると予想され、現実的ではない。そこで、施設への一定額の補助金の給付は続け、年齢別に一定額の上限を設けたうえで[66]、事業者が保育料を自由に決定できる制度（プライスキャップ制度）を提言する。これにより、利用者が負担する保育料金をある程度抑えたまま、市場メカニズムを導入することができる。図８は認可保育所同士の競争のイメージ図である。政策提言１によって健全な競争が起こる。

---

[65] 板橋区内保育園パーフェクトデータ

[66] 認証保育所における保育料は、月 220 時間以下の利用をした場合、３歳未満児の場合８万円、３歳以上児 7.7 円を超えない範囲で、事業者が自由に設定できる。また、企業主導型保育事業でも 3.7 万円の価格上限がある。

図８　認可保育所同士の競争のイメージ図

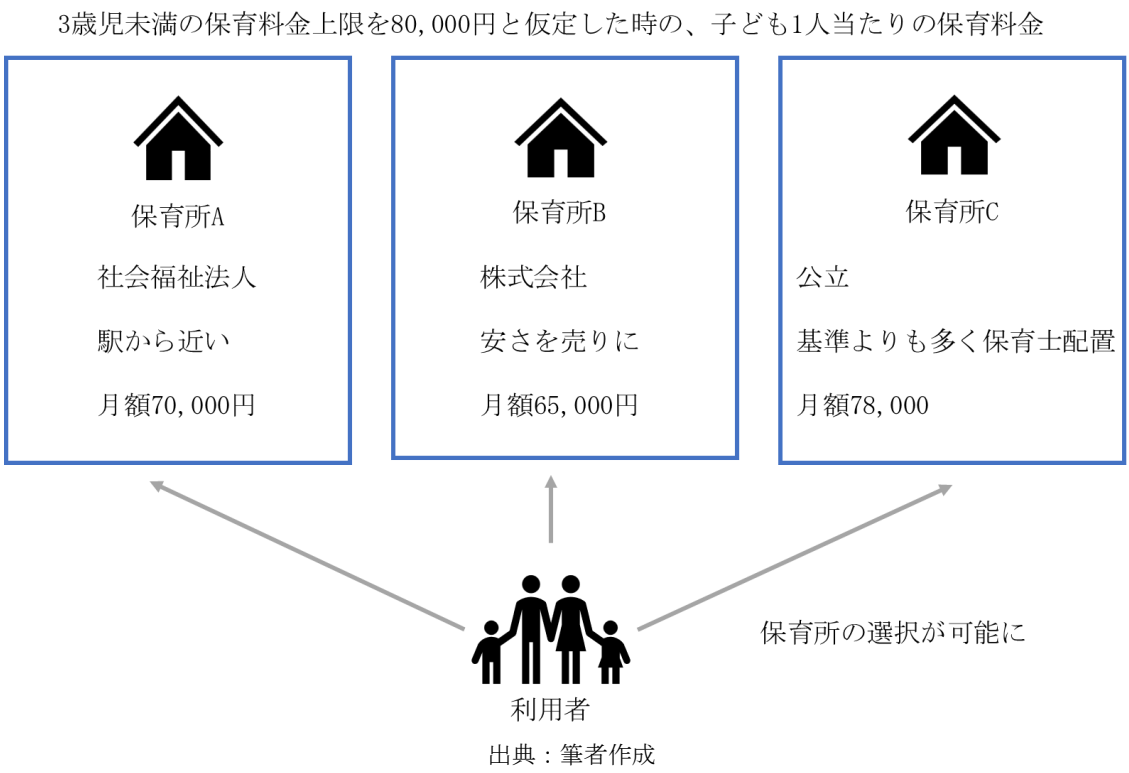

出典：筆者作成

●期待される効果

２つある。１つ目は認可保育所に、サービスの質向上や多様なニーズに応えることへのインセンティブが生まれることである。利用者と事業者が直接契約する仕組みを導入し、利用者が認可保育所を利用する際でも、保育所を選択できるようになる。また、認可保育所は、立地や提供するサービスの内容・質に応じて、国が定める標準的な保育料を超えない範囲で、自由に保育料を決定出来るようになる。結果、認可保育所に利用者を確保するための競争が生まれ、サービスの質向上・多様なニーズへの対応が行われるといった結果が期待できる。これは認可保育所だけでなく保育サービス全般の向上につながり得る。

２つ目は、財政負担の軽減である。利用者の自己負担比率を引き上げることにより、認可保育所へ投じられる公費は削減される。これにより削減できた公費は、貧困家庭の保育料金の負担や第三者評価の受審費用への補助などに回すことができる。

●実現可能性

認証保育所・企業主導型保育事業では同様の方式がとられているため、認可保育所に同様の制度を導入すること自体には問題がないと考える。一番の懸念点は、社会福祉法人と利用者の理解を得ることだろう。私立認可保育所の事業者のうち、約８割を占める社会福祉法人[67]は、認可保育所で競争が生まれることを拒む。また、保育無償化がなされた矢

[67] 内閣府(2019)「保育所等の運営実態に関する調査結果＜速報＞」

先、保育料が上がることに利用者が反対する場合も考えられる。利用者に対する情報開示を進め、利用者の理解を得る必要がある。親を含めた利用者に対するサービスの質という視点から認可保育所の問題を認知してもらうことで実現可能性を高める。財政負担を軽減した分を第三者評価など情報公開に回すことが可能である。

この市場メカニズムが働くためには、利用者に適切に情報が公開され、保育所を選択できる環境でなければならない。情報開示については政策提言 3 で対応している。こうした適切な情報開示により、認可保育所における「親を含めた利用者に対するサービスの硬直性」を利用者に認知してもらう。また、情報開示とは別に「社会福祉法人などの業界団体勢力の定着」の認知も重要である。

最終的には、現在直接契約導入の障壁となっている児童福祉法第 24 条第 1 項の改正を目指す。第 24 条第 2 項と同様に、認可保育所における保育に対して市町村が持つ実施責任を曖昧にすることで実現可能性を高める。法改正をすることで認可保育所への優遇と規制を緩めることが可能になる。実際に政府の方針として一度掲げられたこと、待機児童問題への対応の遅れ、同様に今後起こり得る保育所をめぐる状況の変化に柔軟に対処する体制を整える必要性を考慮すると実現可能性は高いと考える。

他の懸念点は政策提言 1 と 2 を、東京都などの都市部以外にも適用すべきかどうかというものである。仮に実現できたとしても保育に対する需要が一定程度に達しない地域では競争が働くとは限らない。サービスとしては需要がなければ事業者が退出していくのは正常である。保育所へ適切に公費を配分する、費用の効率性という観点からも正常な状態と言える。しかし保育は公的な性格を持つため、地域で子を持つ親を支えられる仕組みを認可保育所とは別につくる必要がある。これは救貧対策のようなセーフティネットの役割も持つ仕組みとして確立すべきである。

以上の議論から政策提言 1 は高い実現可能性を持っている。

第２項　政策提言２　認可保育所への株式会社参入の推進

●提言対象

子ども家庭庁・内閣府

●内容

分析 1 より、「株式会社運営が約 75%を占める認証保育所は認可保育所に比べて質が高い」、または「会社運営による保育所は、公立運営の保育所より質が高い」こと、現状分析より、「社会福祉法人と株式会社には、受け取れる補助金や税制に違いがあり、設置主体間の競争条件が異なること」が判明し、これが株式会社の参入障壁になっていると考えられる。そこで、設置主体間のイコールフッティングを実現させるためにも、施設整備費の対象に株式会社を含めることを提言する。

●期待される効果

参入障壁が低くなり、株式会社により運営される認可保育所の数や割合が増加することである。株式会社の参入によるメリットは 3 つある。1 つ目は、認可保育所全体の経営の効率化・サービスの多様化が見込まれることだ。この場合の経営効率化とは生産性とは異なり、掛けられるコストに対するアウトプットの大きさである。補助金を投入している以

上は考慮する必要がある株式会社であれば、既存事業を通じ培った経営の効率化や利用者のニーズへの対応といったノウハウを保育事業に活かすことができる[68]。

2 つ目は、認可保育所同士の競争が生まれることである。これまでは、私立認可保育所の設置主体の約 8 割を社会福祉法人が占めていたが、株式会社の参入が進むことで競争が始まり、サービスの質向上や多様なニーズへの対応が進むことが見込まれる。

3 つ目は、株式会社の参入による認可保育所の質向上が見込まれることだ。これまでは、株式会社は社会福祉法人よりも受け取れる補助金が少なかったために、特に子どもにとっての保育の質が低いという懸念がされていた[69]。しかし、受け取れる補助金を公平にすることでこの懸念はなくなる。

●実現可能性

東京都独自の認証保育所では、設置主体に関わらず施設整備費が出されている[70]ことから、実現可能性はあると考える。

懸念点は、倒産した場合、公費補助を得て整備した施設が株主のものになるという点である。この問題については、株式会社が事業から撤退する際に、公的補助により整備した施設の返還を求めることなどの検討をするべきである[71]。保育事業を手掛ける企業の M&A などで対応することもできる。ただし利用者に対するサービスの質が低い事業者が淘汰されることは、現状と比べて健全な状態とも言える。

2 つ目の懸念点は、利益だけを追求し、人件費削減など行い、特に子どもの成長に資するという意味での質を軽視する保育所が生じる可能性がある点である。この懸念点に対しては株式会社が参入するのは認可保育所であり、国の基準を満たしているため最低限の質は確保できると考える。また、政策提言３でも対応可能であると考える。

懸念点のうち保育関係者の反発、都市部と地方における違いに関するものは本章第 2 項で議論した。

第３項　政策提言３－１　情報公開の義務化

●提言対象

都道府県・市区町村、保育サービスを提供する事業者

●内容

政策提言１の認可保育所における市場メカニズムが適切に働くためには、保育所に関する情報が十分に開示されており、利用者が保育所を選択できる環境でなければならない。現在、子ども・子育て支援法第 58 条により、自治体には保育所の情報公開が義務付けられているが、公開されている情報は自治体により差がある[72]。これは、保育所には情報提供の努力義務が課されているだけ[73]であり、保育所ごとに提供する情報にばらつきがあるためである。そこで、保育サービスを提供する事業者には情報提供を義務付けることを提言

[68] 古谷(2021)「保育所運営企業の『生き残り戦略』に関する実証的研究」
[69] 池本(2013)「幼児教育・保育分野への株式会社参入を考える」
[70] 東京都福祉局「令和 5 年度東京都認証保育所運営費等補助要綱」
[71] 池本(2013)「幼児教育・保育分野への株式会社参入を考える」
[72] 社会福祉法人　日本保育協会「『保育所等の情報公開・情報発信に関する調査研究』報告書−平成 29 年度−」
[73] 子ども・子育て支援法第 58 条

する。具体的に提供を求める情報としては、以下の図 9 のとおりである。提供された情報はこれまで通り、都道府県知事が公表する義務を負う。また、自治体による行政監査を行い[74]、最低限の質が保たれているかどうかを確認していく。

図 9　公表を義務付ける情報の一例

1、基本情報
（法人について） ・名称、所在地等連絡先 ・設立年月日
（施設） ・名称 ・施設設備の状況（居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況） ・職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数 ・過去 3 年間の退職職員数 ・職員 1 人当たりの子どもの人数 ・開所時間等 ・財務諸表等
2、運営情報等
・施設の運営方針 ・保育の内容・特徴 ・給食の実施有無 ・第三者評価の受審結果 ・延長保育、一時預かり、障害児保育、保護者会等の実施状況 ・相談、苦情等の対応のための取り組み

出典：公正取引委員会事務総局「保育所の情報公開・第三者評価について」より筆者作成

●期待される効果

保育所に関する情報が開示されることにより、利用者が適切なサービス選択を出来るようになること。それにより、保育所間で利用者獲得のための適切な競争が行われ、多様なニーズへの対応やサービスの質を向上させようというインセンティブが働く。

●実現可能性

懸念点としては、公表されている情報が正しいのか・最低限の質が保たれているかを確認する行政監査をより厳密に行っていくことが求められることにより、自治体・事業者の負担が増えることである。負担が大きい第三者評価のみならず、行政監査も数年に一度の頻度で行われるとすると、人材不足がひっ迫している保育所では、さらなる労働環境の悪化をまねく可能性がある。行政監査の見直しをはかり負担を削減する、オンライン監査や ICT 化により、業務の負担を減らすことが求められる。

[74] 内閣府(2020)「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会　報告書」

第４項　政策提言３－２　第三者評価の義務化

●提言対象
子ども家庭庁・内閣府

●内容
第三者評価には第１章第３節第２項に記したような問題が多い。これを少しでも改善できるよう提言する。第三者評価の一回の受審料は、50 万円から 70 万円と決して安い額ではない。東京都では、1 回の受審費用に対する補助を上限 60 万円で行っており[75]、補助が充実しているため比較的保育施設の受審は進んでいるが、全国的にみると受審は進んでいない[76]。保育事業者側が第三者評価を受審しない理由として、「受審費用の負担」が約４割を占める[77]。そこで、第三者評価を受審する事業者に対して、3 年に 1 回の受審及び結果の公表を義務化、3 年の１回に限り受審費用の補助をすることを提言する。

●期待される効果
保育サービス全体の質の維持・改善を促すことができる。認可保育所における市場メカニズムの導入、及び株式会社参入促進により、利益を追求し保育の質を二の次に考える保育所などが増加する可能性がある。しかし、第三者評価を義務付けることにより、事業内容について第三者評価結果の低い保育所は利用者に選択されなくなり、市場から撤退を余儀なくされることで、保育サービス全体の質を保つことができる。

●実現可能性
福祉サービスにおける第三者評価への国からの助成金は、社会的養護施設で実施されている。社会的養護施設では、3 年に 1 回以上の第三者評価の受審が義務付けられており、3 年 1 回に限り、上限 31 万 4 千円の補助がすでに行われている[78]。
本政策の一番の懸念点としては、補助金の財源であろう。これには、認可保育所の保育料引き上げ分で増加した歳入で賄うことができると考える。
2 つ目の懸念点としては、利用者に第三者評価の結果が利用されなければ意味をなさない点だ。そのため、結果を公表するサイトの改善や、PR 活動による第三者評価自体の利用者に対する認知度を高めていく必要がある。

第３節　政策提言のまとめ

政策提言 1・2 より、保育所利用者は、自治体により保育所に割り振られるのではなく、保育所を自分で選択できるようになる。さらに、規制と優遇により競争がなかった認可保育所において株式会社参入が進むことで、利用者を獲得するための競争が生じ、サービスの質向上・多様なニーズへの対応が行われると見込まれる。
政策提言 3 より、保育所の情報が開示されることで、利用者が適切なサービスを選択で

[75] 東京都福祉局「東京都における福祉サービス第三者評価の受審に関する補助制度について（令和 5 年度）」
[76] 社会福祉法人　全国社会福祉協議会　「福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて」
[77] 社会福祉法人　日本保育協会「『保育所等の情報公開・情報発信に関する調査研究』報告書―平成 29 年度―」
[78] 厚生労働省　「令和 4 年 3 月 23 日　子ども家庭局長、社会・擁護局長通知『社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について』」

きるようになる。また、行政監査・第三者評価を通して、保育所の基準及びサービスの質を維持・向上させることができる。

以上より、認可保育所に利用者獲得のための競争を生むことで、多様なニーズへの対応やサービスの質向上に取り組むインセンティブを与えることができ、利用者本位の保育サービスを実現できると考える（図 10）。

図 10　政策提言のまとめ

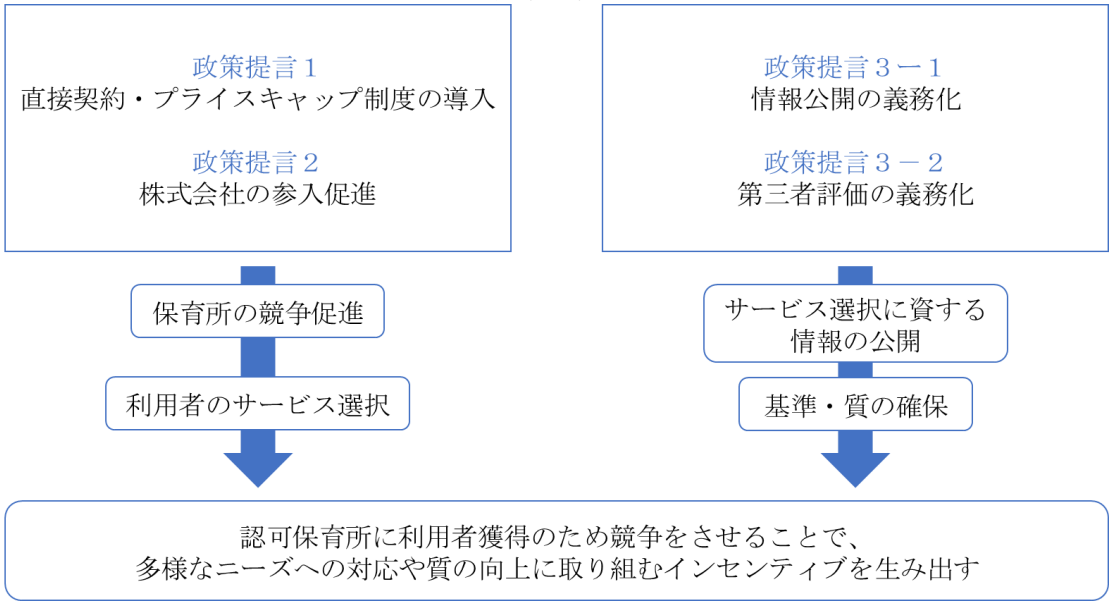

出典：筆者作成

おわりに

本稿では、「制度の違いが保育サービスの質と効率性に及ぼす影響とは」を問題意識とし、制度の違いが保育サービスの質に与える影響分析、制度の違いが保育所の生産効率性に与える生産効率性に与える影響分析の 2 つについて実証分析を行った。

最後に、①直接契約・プライスキャップ制度の導入化、②株式会社の参入促進、③情報公開、第三者評価の義務化の 3 つの政策提言を行った。これにより、認可保育所に競争をさせるとともに多様なニーズへの対応や質の向上に取り組むインセンティブを与え、質と効率性の両立をもたらす。

また、本稿の限界を 3 点挙げる。1 点目は、先行研究とは変数が異なることである。三條(2021)では、被説明変数は利用者調査のカテゴリー別の点数だが、本稿では利用者調査の総合点を使用している。その理由は、保育の質はカテゴリーごとではなく、総合的に高いことが望ましいと考えたためである。また、説明変数に関しては、法人その他ダミー、利用者調査回答率、過去 5 年間の第三者評価受審回数が使用されたが、本稿ではこれらの変数の代わりに社会福祉法人ダミー、学校法人ダミーを使用している。その理由は、法人は細分化することで、より詳細な結果が得られることを判断したからである。

ただし、延床面積に関しては、何らかのウェイトをつけた利用者人数で除して変数にで

きる可能性もあるため、今後の課題とする。また、利用者調査回答率と過去 5 年間の第三者評価受審回数については、保育所ごとに回答率に大きな差が見られなかったため、入所児童数と受審年ダミーを採用することで代替可能だと判断し、これらの変数を除外した。

2 点目は、説明変数に必要なデータが不足しているため、東京都福祉サービス第三者評価を受審している全ての保育所を網羅できておらず、サンプルセレクションバイアスが生じている可能性がある。認可保育所に関しては、データの入力が煩雑であったためサンプルをランダムに抽出している。東京都福祉サービス第三者評価で公表されている認可保育所は 3230 件だが、今回の分析で使用したのは 191 サンプルである。認可保育所以外の保育所に関しては、データが取得できない保育所を除いた全てのデータを用いている。この問題に対して、認可保育所とそれ以外の制度に分けた分析を行い、重み付き最小二乗法の採用を検討した。しかし、最終的には本稿で有効な対処法を取れていないため、こちらも今後の課題とする。

3 点目は、説明変数の一部にアーカイブデータを使用していることである。先述の通り分析に必要なデータが不足しているため、一部の保育所ではアーカイブデータを使用した。アーカイブデータは保育所まとめサイトから入手した。保育所に関する情報が豊富にあると親は安心して子どもを保育所に通わせることができる。今後、各保育所には適切な情報開示を求めたい。

本稿の執筆にあたり、ご協力いただいた方々に感謝の意を表するとともに本研究がわが国の保育制度の発展に寄与し、ご協力いただいた方々への恩返しと未来の子供たちの健やかな成長へつながることを願い、本稿を結ぶこととする。

先行研究・参考文献

〈単行書〉
・大宮勇雄(2006)『保育の質を高める―21 世紀の保育観・保育条件・専門性―』 ひとなる書房
・立花直樹・波田埜英治(2017)『児童家庭福祉論［第 2 版］』ミネルヴァ書房
・中山徹(2021)『子どものための保育制度改革』自治体研究社
・八田達夫(2019)『待機児童対策』日本評論社
・松浦寿幸(2021)『Stata によるデータ分析入門　第 3 版』東京図書
・山本勲(2015)『実証分析のための計量経済学』中央経済社

〈論文〉
・秋田喜代美・箕輪潤子・高櫻綾子(2007)「保育の質研究の展望と課題」『東京大学大学院教育学研究科紀要』47 巻、pp. 256-272
・池本美香(2013)「幼児教育・保育分野への株式会社参入を考える：諸外国の動向をふまえて」『JRI レビュー』日本総合研究所 4 号、pp. 54-87
・上枝朱美・大石亜希子(2003)「保育需要と保育の質の評価ー母親達へのフォーカス・グループ・ディスカッションの結果からー」『生活経済学研究』18 巻、pp. 135-149
・久保英也(2006)「確率的フロンティア生産関数による生命保険会社の生産性特定と新しい経営効率指標の提案」『保険学雑誌』第 595 号、pp. 117-136

・三條沙希子(2021)「制度の違いが保育サービスの質にもたらす影響について―東京都の認可保育所と認証保育所に対する利用者評価の分析―」『RESEARCH BUREAU 論究』第 18 号、pp.45-60
・塩津ゆりか(2007)「保育サービスの供給効率性に関する実証分析」『經濟學論叢』第 58 巻、4 号、pp.119-141
・島村友紀(2006)「保育サービスの質と効率性分析―都下における認可制度・認証制度の比較分析―」一橋大学 国際・公共政策大学院 公共経済プログラム コンサルティングレポート(2006 年度)
・白石小百合、鈴木亘(2002)「保育サービス供給の経済分析―認可・認可外保育所の比較―」『JCER DISCUSSION PAPER No.83』、日本経済センター
・須原三樹(2011)「都道府県立美術館の効率性―確率的フロンティア分析法を用いた実証分析」『財政研究』7 巻、pp.191-208
・高橋克也(1991)「フロンティア生産関数による稲作の効率性分析」『農業綜合研究』農林省農業綜合研究所　45 巻 3 号、pp.83-113
・土田美世子(2005)「保育所機能の歴史的変遷と子育て支援保育」『京都光華女子大学研究紀要』43 巻、pp.161-179
・中村良平(2011)「地域産業集積と生産効率性～確率フロンティア生産関数によるアプローチ～」『RIETI Discussion Paper Series 』11-J-043、独立行政法人経済産業研究所
・中室牧子(2019)「学びと育ち研究シンポジウム講演録」『尼崎市学びと育ち研究所紀要第 2 号』
・西田有希子・後藤康雄(2019)「テレビ産業の確率的フロンティア分析」『社会イノベーション研究』第 14 巻第 2 号、pp.145-150
・橋野晶寛(2009)「教育支出における生産性と効率性――セミパラメトリック確率的フロンティアモデルによる計量的実証――」『教育社会学研究』84 巻、pp.185-205
・林悠子(2011)「保育実践における 「過程の質」―保育記録の分析から―」『佛教大学社会福祉学部論集』第 7 号、pp.77-94
・林悠子(2014a)「保育の「質」として語られてきたこと」『佛教大学社会福祉学部論集』第 10 号、pp.49-65
・林悠子(2014b)「保育の「質」の多様な理解から見た「質」向上への課題」『福祉教育開発センター紀要』11 号、pp.1-15
・藤澤啓子・中室牧子(2017)「保育の「質」は子どもの発達に影響するのか―小規模保育園と中規模保育園の比較から―」『RIETI Discussion Paper Series』17-J-001、独立行政法人経済産業研究所
・藤澤啓子、深井太洋、広井賀子、中室牧子(2022)「認可保育所における幼児教育・保育の質に関する評価の実施と課題」内閣府 ESRI Discussion Paper Series NO.369
・藤原裕之(2002)「日米銀行業の効率性格差とその要因―わが国の金融システムの強化に向けて―」『リサーチ総研 金融・経済レポート』8 巻、日本リサーチ総合研究所
・古谷淳(2021)「保育所運営企業の『生き残り戦略』に関する実証的研究」『日本社会福祉マネジメント学会誌』1 巻 02 号、pp.29-42
・増田吹子・堂原洋子(2017)「保育の質を向上させる保育内容についての検討」『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』第 47 号、pp.85-99
・本蔵達矢・奥泉敦司・田中謙(2015)「保育の質に関する研究―保育者と保護者の視点の相違から―」『年報 「教育経営研究」』1 巻 1 号、pp.25-32

・吉川丈・礒合良輔・矢根遥佳・矢根眞二(2011)「確率的生産フロンティアと環境変数―技術効率性フロンティアモデルの上水道事業への適用―」『桃山学院大学経済経営論集』第 53 巻第 4 号
・劉文君・西島章次(2010)「確率的フロンティア分析を用いたブラジル企業の生産性の実証研究」『Discussion Paper Series』pp.1-17、神戸大学経済経営研究所
・宮川努・西岡由美・川上淳之,・枝村一磨(2011)「″日本企業の人的資源管理と生産性-インタビュー及びアンケート調査を元にした実証分析″ RIETI ディスカッション・ペーパー・シリーズ」
・中村絵理(2017)「確率フロンティアモデルによる企業の環境保全努力の計測および他指標との比較」『國民經濟雜誌』第 215 巻、2 号、pp.55-68

〈WEB〉
・板橋区内保育園パーフェクトデータ
<http://hoiku.net/i/index.htm> 2023/11/09 アクセス
・公益財団法人　児童育成協会(2021) 企業主導型保育事業ポータル「企業主導型保育施設一覧」
<https://www.kigyounaihoiku.jp/wp-content/uploads/2021/04/20210428-02-06.pdf> 2023/11/09 アクセス
・公益財団法人　東京都福祉保健財団　福ナビホーム「東京都福祉サービス第三者評価とは」
＜https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/outline.htm＞2023/12/26 アクセス
・厚生労働省(2008)「保育所の状況(平成 20 年 4 月 1 日)等について」
<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/08/h0828-1.html> 2023/11/09 アクセス
・厚生労働省(2009)「平成 21 年度　地域児童福祉事業等調査結果の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jidou/09/dl/80.pdf> 2023/11/09 アクセス
・厚生労働省(2016)「保育所の設置主体別認可状況等について（平成 28 年 10 月 1 日）」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135897.html> 2023/11/09 アクセス
・厚生労働省(2017)「保育所等利用待機児童数調査について」(平成 29 年 3 月 31 日付け雇児保発 0331 第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)
・厚生労働省(2020)「令和 2 年度　認可外保育施設の現況取りまとめ」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000986318.pdf> 2023/11/09 アクセス
・厚生労働省(2022)「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」令和 4 年 3 月 23 日　子ども家庭局長、社会・擁護局長通知
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000917793.pdf> 2023/11/09
・厚生労働省(2021)「保育所等関連状況取りまとめ(令和 3 年 4 月 1 日)及び「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」集計結果を公表」
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20600.html> 2023/12/26 アクセス
・厚生労働省(2022)「保育所等関連状況取りまとめ(令和 4 年 4 月 1 日)及び「新子育て安心プラン」集計結果を公表」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27446.html> 2023/11/09 アクセス
・こども家庭庁「認定こども園概要」

〈https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/kodomoen/gaiyou/〉 2023/11/09 アクセス
・社会福祉法人　全国社会福祉協議会(2022)「福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて」
〈https://shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/teigen/shakyo/shitsu_kojo/2203daisansha.pdf〉 2023/11/09 アクセス
・社会福祉法人　日本保育協会(2017)「『保育所等の情報公開・情報発信に関する調査研究』報告書−平成 29 年度−」
〈https://www.nippo.or.jp/research/2017.html#h29_a〉 2023/11/09 アクセス
・東京都福祉局「認可外保育施設に関する Q&A」
〈https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/qa.html〉 2023/11/09 アクセス
・東京都福祉局「認証保育所について」
〈https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninsyo/〉 2023/11/09 アクセス
・東京都福祉局「東京都における福祉サービス第三者評価の受審に関する補助制度について（令和 5 年度）」
〈https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/service/jigyosha.files/R5hojoichi.pdf〉 2023/11/09 アクセス
・東京都福祉局(2023)「認証保育所一覧(令和 5 年 9 月 1 日現在)」
〈https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninsyo/ichiran.html〉 2023/11/09 アクセス
・東京都福祉局「令和 5 年度東京都認証保育所運営費等補助要綱」
〈https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninsyo/syosai.files/r5hozyoyoukou_0907kaisei.pdf〉2023/12/22 アクセス
・内閣官房「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」
〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mushouka/pdf/h300531_houkoku.pdf〉 2023/11/09 アクセス
・内閣府「企業主導型保育事実施要綱の概要」
〈https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/ryouritsu/pdf/jisshi_gaiyou.pdf〉 2023/11/09 アクセス
・内閣府「企業主導型保育事業の制度の概要と企業のメリット」
〈https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/ryouritsu/tachiage/1_01.html〉 2023/11/09 アクセス
・内閣府「企業主導型保育施設の無償化に関する説明資料」
〈https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/pdf/setsumei.pdf〉　2023/11/09 アクセス
・内閣府「『教育・保育施設等における事故報告集計』の公表及び事故防止対策について」平成 27～令和 4 年
〈https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html〉 2023/11/09 アクセス
・内閣府「よくわかる『子ども・子育て支援新制度』」
〈https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/sukusuku.html〉 2023/11/09 アクセス
・内閣府「仕事・子育て両立支援事業の概要(企業主導型保育事業)」
〈https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/ryouritsu/pdf/gaiyou-2.pdf〉　2023/11/09

アクセス
・内閣府「認定こども園 4 類型の比較」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/jigyousya/handbook4.pdf>
2023/11/09 アクセス
・内閣府「幼児教育・保育の無償化概要」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/gaiyou.html> 2023/11/09 アクセス
・内閣府 (2018)「企業主導型保育事業 (概要) 」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kigyounai/k_1/pdf/ref1.pdf>
2023/11/09 アクセス
・内閣府(2019) 子ども・子育て会議(第 44 回) 資料４　子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに係る検討について (参考資料) 2/2
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_44/pdf/s4-2.pdf> 2023/11/09 アクセス
・内閣府(2019)「保育所等の運営実態に関する調査結果＜速報＞」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_41/pdf/s8.pdf>2023/11/09 アクセス
・内閣府(2020)「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会　報告書」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000645974.pdf> 2023/11/09 アクセス
・内閣府子ども・子育て本部(2019)「企業主導型保育事業における幼児教育・保育の無償化について【2019 年 9 月 20 日】」
<https://www.kigyounaihoiku.jp/wp-content/uploads/2019/09/Doc_kigyousyudou_musyouka_190924-01.pdf> 2023/11/09 アクセス
・内閣府子ども・子育て本部(2019)「子ども・子育て支援新制度について」令和元年 6 月
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/> 2023/11/09 アクセス
・福ナビ　とうきょう福祉ナビゲーション「東京都福祉サービス第三者評価とは」
<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/outline.htm> 2023/11/09 アクセス
・福ナビ　とうきょう福祉ナビゲーション「認可保育所と認証保育所の違い」
<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/contents/tokushu/ninsyo/ninsyo_02.html>
2023/11/09 アクセス
・Yannick Dupraz(2013)「Using weghts in Stata」
<https://www.parisschoolofeconomics.eu/docs/dupraz-yannick/using-weights-in-stata(1).pdf> 2023/11/09 アクセス

＜データ出典＞
・公益財団法人東京都福祉保健財団「東京都福祉サービス第三者評価」
<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm> 2023/12/26 アクセス
・KIDSNA 園ナビ
<https://ennavi.kidsna.com> 2023/11/09 アクセス
・hoicil by CoDMON
<https://www.hoicil.com> 2023/11/09 アクセス